

平成24年度～平成29年度

平成27年度～平成29年度

仙北市障がい者計画・障がい福祉計画

暮らす人、訪れる人 ともにいきいきと
すごせるまちを目指して

仙 北 市

平成27年3月

はじめに

障がい者を取り巻く福祉施策は前へ進んでいます。障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現という「ノーマライゼーション」の考えのもと、『仙北市障がい者計画（平成24年～平成29年）』及び『障がい福祉計画（平成24年～平成26年）』を策定し、障がい者施策に取り組んできました。

今回、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として『障がい者計画』の改訂と、第4期『障がい福祉計画』を策定しました。『障がい者計画』は、本市における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、『障がい福祉計画』では、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるように支援するため、地域生活の支援や福祉施設から一般就労への移行等について数値目標を設定し、福祉施策の推進を図っていくものです。

この計画は、「暮らす人、訪れる人、ともにいきいきとすごせるまちを目指して」を基本理念として策定しましたが、計画を実現していくためには、行政のみならず、市民の皆さんをはじめ、関係する機関・団体が連携を密にし、協働して推進していくことが必要不可欠です。

仙北市は豊かな自然に恵まれ、四季折々の花や山々、風光明媚な名所、祭り、効能豊かな温泉と、一年中楽しんでいただける環境があります。この豊かな自然に囲まれた仙北市に住んでいて良かった、と一人でも多くの市民の皆様によっていただけるように、ノーマライゼーションの地域づくりに全力で取り組んでいきます。

結びに、計画策定あたり貴重な御意見、御支援を賜りました仙北市障がい者計画等策定委員会の皆様、関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

仙北市長 門脇 光浩

目 次

I 計画の策定にあたって

| | |
|--------------|---|
| 1 計画の目的と性質 | 1 |
| 2 策定の背景と推進方策 | 4 |
| 3 計画の推進方向 | 7 |

II 障がい者の状況

| | |
|---------------------|----|
| 1 仙北市の人口・世帯 | 9 |
| 2 障がい者数と障がい者の暮らしの状況 | 11 |
| 3 各種福祉サービス等の状況 | 14 |

III 仙北市障がい者計画

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 生活支援〔相談・健康づくり・生活支援〕 | 23 |
| 2 社会参加〔育成・就業・社会参加〕 | 30 |
| 3 地域のバリアフリー化と安心づくり 〔相互理解・生活環境〕 | 36 |

IV 仙北市障がい福祉計画

| | |
|--------------------|----|
| 1 障がい福祉計画の基本事項 | 45 |
| 2 指定障害福祉サービス、相談支援等 | 49 |
| 3 地域生活支援事業の推進 | 58 |
| 4 計画の推進体制の整備と進行管理 | 63 |

資料編

| | |
|---------------------|----|
| 仙北市障害者総合支援協議会設置要綱 | 65 |
| 仙北市障害者総合支援協議会委員名簿 | 67 |
| 仙北市障がい者計画等策定委員会設置要綱 | 68 |
| 仙北市障がい者計画等策定委員会委員名簿 | 70 |
| 用語説明 | 71 |

I 計画の策定にあたって

I 計画の策定にあたって

1 計画の目的と性質

(1) 計画の目的

「地域でいきいきと、愛着のある仙北市で暮らしていきたい」という想いは、市民共通の願いです。しかし、障がい者は年齢や、障がいの程度・種別、生活状況など様々で、一人ひとりが日々の生活の場面で様々な支援ニーズを抱えています。また、支援ニーズは多様化・複雑化しており、国・県、市の障がい者施策は、こうしたニーズに十分対応したものになっているとはいえない状況です。

一方、発達障害者支援法の施行（平成17年度）、障害者自立支援法の施行（平成18年度）、特別支援教育の本格実施（平成19年度）、また平成25年度には、障害者自立支援法が改正され障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行されるなど、法制度がめまぐるしく変わる中で、そうした法改正に対応した市の障がい者支援の新たな仕組みづくりを行っていくことも重要です。

仙北市の障がい者計画・障がい福祉計画は、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障がい者数の増加や、障がい者の社会参加意欲の一層の高まり、法改正等に迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の障がいをお持ちの全ての人が、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として策定します。

(2) 計画の性質

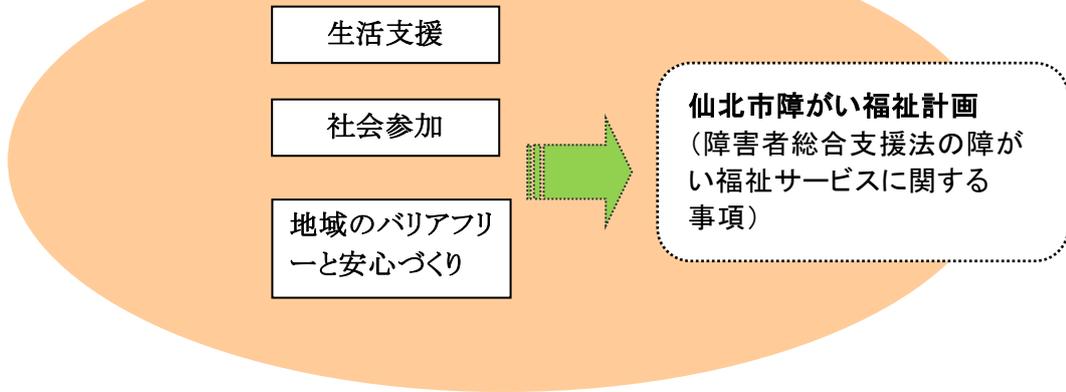
① 計画の位置づけと期間

仙北市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めます。また、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、自立支援給付・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める計画として仙北市障がい福祉計画があり、この2計画が仙北市の障がい者施策の方向を示すものです。

障がい者計画の期間は平成24年度から29年度までの6年とします。また、障がい福祉計画の期間は、平成20年度までを第1期、それ以降3年毎に計画を見直し、平成27年度から平成29年度までの3年間で第4期計画として策定します。

■障がい者計画と障がい福祉計画の関係

仙北市障がい者計画



■計画期間

| | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 障がい者計画 | | | | | | |
| 障がい福祉計画 | 第3期 | | | 第4期 | | |
| 障害者総合支援法 | | 施行 | | | | |

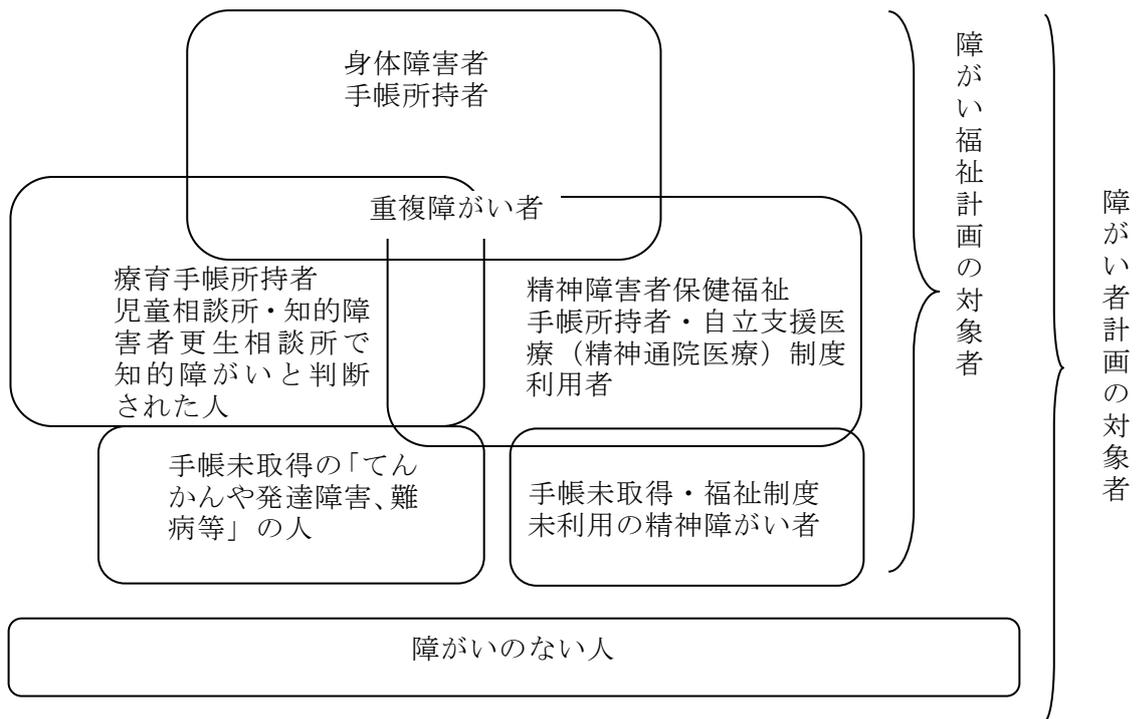
②計画の対象者

障がい者計画は、障がい者だけでなく、全市民を対象とした、全市民のための計画です。

「障がい者」の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受け人」とされていますが、障害者基本法は、平成5年の制定時に国会の附帯決議で、てんかんや発達障がい、難病等に起因する障がいのある人も対象とすることが明示されており、これらの人も障がい者計画の「障がい者」とします。

一方、障がい福祉計画は、自立支援給付（介護給付・訓練給付）・地域生活支援事業等のサービスを受ける人を対象とします。

■計画の対象者



③障がい者施策と介護保険制度との関係

障がい者施策と介護保険制度に共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾病（脳血管疾患等）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障がい者施策で実施されます。



2 策定の背景と推進方策

(1) 計画策定の背景

障がい者への総合的な施策を法的に定めるものが、障害者基本法です。障害者基本法は、昭和45年に制定された心身障害者対策基本法が平成5年に大幅に改正されてできたもので、障がい者の「自立と社会参加」の理念が打ち出されるとともに、精神障がい者が医療の対象としての患者から、生活面、福祉面の施策の対象である「障がい者」としてはじめて位置づけられました。

また、平成23年度には障害者基本法の一部が改正され、自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的、計画的に推進することになりました。

■障害者基本法と障がい者計画の流れ

| | 昭和45年 | 昭和57年 | 平成4～5年 | 平成7～8年 | 平成14年 | 平成23年 | |
|----------|--|-------|---------------|----------------|----------------------------|---|--|
| 基本法 | 心身障害者対策基本法 | | 障害者基本法 | | | 障害者基本法改正 | |
| 福祉分野の個別法 | 身体障害者福祉法（昭和24年） 知的障害者福祉法（昭和35年。当時は「精神薄弱者福祉法」） 児童福祉法（昭和22年） 精神保健福祉法（昭和25年。当時は「精神衛生法」） 発達障害者支援法（平成17年） 障害者虐待防止法（平成24年） 障害者総合支援法（平成25年） 障害者優先調達推進法（平成25年） 障害者差別解消法（平成28年施行予定） | | | | | | |
| 基本計画 | 国 | | 障害者対策に関する長期計画 | 障害者対策に関する新長期計画 | 障 害 者 プ ラ ン | 障害者基本計画・重点実施5か年計画 | |
| | 市町村 | | | | | 市町村障害者基本計画 旧角館町、旧田沢湖町、旧西木村ともに平成14年度に策定 | |

※ 精神保健福祉法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

障害者虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者優先調達推進法：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

一方で、国では、こうした法制度の整備とともに障がい者施策を具体化するための計画を順次策定しています。まず、昭和57年に「国連障害者の十年」の国内行動計画として、「障害者対策に関する長期計画」が策定され、その後、「障害者対策に関する新長期計画」と、その重点施策実施計画としての「障害者プラン」が策定されました。

保健福祉サービスの面では、平成15年度から身体障がい者（児）と知的障がい者（児）の福祉制度として支援費制度が導入され、市町村がサービス内容を決定する従来の措置制度から、利用者自らがサービスを選択し、事業者・施設と個別に契約し、サービスを利用する仕組みとなりました。

また、精神障害者保健福祉サービスも、平成14年度から都道府県主体のサービス提供から市町村に権限移譲が進んでいます。これらは、できるだけ身近な地域で行政サービスを提供するという「地方分権」の流れや、もともと戦後の生活困窮者の救済策としてスタートしたわが国の福祉制度を今日の福祉ニーズの変化に対応した制度に改革していくという、「社会福祉基礎構造改革」の流れの中で行われているものです。

そして、これらにより、ホームヘルプサービスをはじめとする在宅介護サービスの利用拡大や、グループホーム等生活の場の整備が進み、障がい者の自立促進につながっています。

平成25年4月、障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、障害者総合支援法が成立しました。これは、障害者基本法を上位法に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保を目指すものです。

(2) 計画の策定・推進体制

① 平成18～20年度（第1期）

計画の策定にあたっては、障がい福祉関係者、保健医療福祉関係者、サービス提供事業者、行政関係者等からなる「仙北市障害者計画等策定委員会」を設置し、協議を重ねて策定しました。

また、計画の策定にあたり、仙北市に居住する身体障害者手帳所持者の50%（無作為抽出）、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は全員を対象にしたアンケート調査を、平成18年11月下旬～12月中旬に実施しました。また、仙北市の利用者がいる事業者に、新体系への移行等についての考え、サービス提供体制等に関するアンケート調査を行いました。

② 平成21～23年度（第2期）

計画の見直しにあたっては、地域自立支援協議会で、協議を重ねて策定しました。また、在宅で障害福祉サービスを利用している人と仙北市療育訓練事業や障がい者行事の参加者に、アンケート調査を平成20年11月下旬～12月中旬に実施しました。

仙北市の利用者がいる事業者には、新体系への移行等についての考えやサービス提供体制等に関するアンケート調査を平成20年7～8月に行いました。

障がい者計画は、障がい者だけでなく、全市民を対象にした、全市民のための計画であるという視点から庁内関係機関に意見を求めました。第2期はその後の状況の変化による見直しについての意見を伺い、また計画の着実な推進を図るため、関係機関等と連携して定期的に協議を行いました。

③ 平成24～26年度（第3期）

障害者自立支援法が施行されてから5年が経過し、障がい者が地域で自立した生活を支援するさまざまなサービスや意識は、かなり浸透してきているようですが、まだ十分ではありませんでした。こうした状況の問題点を探るため、サービス事業所や関係機関、各種福祉団体等から現状の聞き取り等を行いながら策定を進めました。

計画策定にあたっては、地域自立支援協議会委員に「仙北市障がい者計画等策定委員会」を委嘱し、障がい者計画及び第2期障がい福祉計画の推進状況を参考として幅広く意見を伺いながら策定しました。

④ 平成27～29年度（第4期）

平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、翌年には2段階目の改正がされたところです。障がい者の範囲に制度の谷間を埋めるべく難病等の人を対象に加え、幅広くサービス利用できるようになりました。しかし、社会資源の不足等課題が多い現状を踏まえ、計画策定においては障害者総合支援協議会の委員の方々に、継続してこの課題を協議していただきました。



3 計画の推進方向

(1) 基本とする考え方

① 基本視点

障がいは誰にとっても身近なものですが、そのことに気がつきにくい面があります。障がいのある人もない人も障がいについてもっとよく知ることが、ノーマライゼーション（※用語説明）の考え方を広め、地域で共に育ち、暮らすために不可欠です。

そのためには、障がいをマイナス面で分類するのではなく、障がいごとの特性や年齢や生活様式等、その人を取り巻く環境からとらえることが大切です。

■基本視点

- 地域で共に暮らすこと
- 障がいを身近な問題ととらえ、考えたり、わかり合うようにすること
- 障がいの種類や程度、年齢等による個性や特性に配慮すること

② 計画の理念

仙北市総合計画における福祉保健部門の目標は、『すべての命を慈しむ健康福祉のまち』であり、交流拠点としての発展が仙北市の将来像として示されています。仙北市に暮らす障がいのある人、お年寄りや社会的にハンディキャップのある人も、また仙北市を訪れる人も、ともにいきいきとすごし、ふれあいのあるまちを目指し、本計画の理念を以下のように設定しました。

■計画の理念

暮らす人、訪れる人 ともにいきいきとすごせるまちを目指して

(2) 施策分野別の目標

① 生活支援〔相談・健康づくり・生活支援〕

相談した人が安心できる対応や必要な情報提供等の体制づくりと、暮らしを支援するサービス、介助者を支援する取り組み、健康づくり等を組み合わせ利用し、地域で自立した暮らしが続けられるように支援体制の充実を図ります。

生活支援〔相談・健康づくり・生活支援〕

相談・情報提供の充実

- 相談支援のネットワーク化
- 広報・情報提供手段の拡充
- 権利擁護の推進

健康づくりの推進

- 障がいの早期発見・予防
- 健康づくり

生活支援の推進

- 障害福祉サービスの推進
- その他の支援サービスの推進
- 地域のなかで暮らすための支援

② 社会参加〔育成・就労・社会参加〕

仙北市の子ども達がそれぞれ個性と可能性を伸ばせるように、支援が必要な子どもと家庭での育ちを保健・福祉・教育の分野が連携して支援します。

そして、すべての人が社会的に自立し、自ら様々な活動に参加して潤いある暮らしを営めるように、障がいのある人の就労支援、学習活動や交流活動への参加を支援して、共に暮らす環境づくりを推進します。

社会参加〔育成・就労・社会参加〕

育成支援

- 子育て支援・療育体制
- 学び・学校生活

就労の促進

- 就労を支援する取り組み

社会活動への参加促進

- 生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進
- 障がい者団体の活動支援
- 参加しやすくするための取り組み

③ 地域のバリアフリー化と安心づくり〔相互理解・生活環境〕

毎日の暮らしの中から、障がいのある人が活動したり、暮らす上での障壁（バリア）を取り除く取り組みを進めます。このため、障がいに関する理解を深めるなど意識の障壁（バリア）を取り除くとともに、道路や建物・交通手段等の生活基盤をはじめ、災害や事故等の安全対策におけるハード面について、地域のバリアフリー化を継続して推進していきます。

地域のバリアフリー化と安心づくり〔相互理解・生活環境〕

心のバリアフリーの推進

- 福祉教育の推進
- 相互理解と交流の推進
- 地域が支える活動の推進

安心できる生活環境づくりの推進

- 快適な生活環境づくり
- 安全対策
- 住まいの改善・整備

Ⅱ 障がい者の状況

Ⅱ 障がい者の状況

1 仙北市の人口・世帯

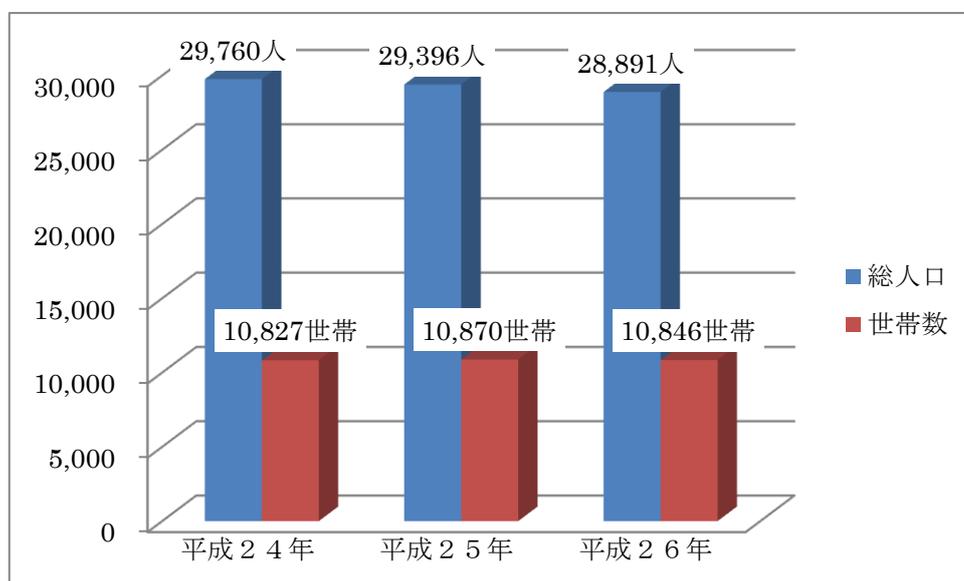
平成17年9月20日に、旧田沢湖町・旧角館町・旧西木村が合併して仙北市として新たなスタートをきってから9年半が経過しました。これからのまちづくりの方向を定めた仙北市総合計画に基づき、観光産業を活かした北東北の交流拠点都市を目指してまちづくりを進めていきます。

仙北市の総人口は年々減少しています。合併当初の平成18年は32,330人でしたが、平成26年は28,891人と、8年間で10.6%減少しています。また、世帯数は、平成24年10,827世帯、平成26年で10,846世帯とやや増加傾向です。1世帯平均人数は2.66人に低下しましたが、全国平均（平成21年国民生活基礎調査2.62人）とほぼ同じ状況です。今後もこの傾向は変わらず、ますます高齢社会化が進んでいくものと考えられます。

世帯構成（平成22年度国勢調査）は一般世帯数が9,841世帯で、そのうち単独世帯が2,126世帯で21.6%、核家族世帯が4,468世帯で45.4%と、合計すると60%を超えています。

■人口動向（各年4月1日現在）

（人・世帯）



〔住民基本台帳〕

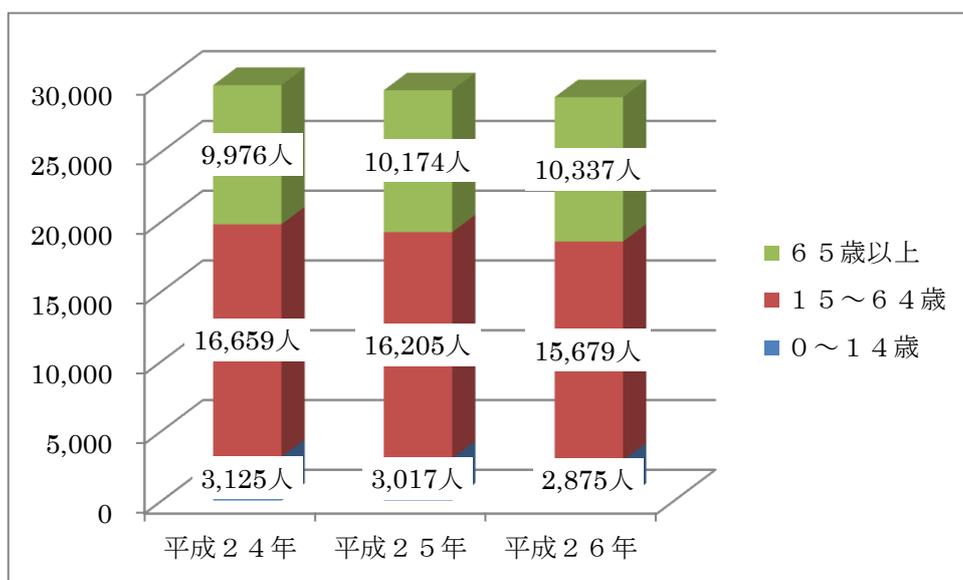
■世帯構成（平成22年10月1日現在）

| 一般世帯 | | | | |
|---------------------|---------------------------|------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 9,841世帯 (100.0%) | 親族世帯 | | 非親族世帯 56世帯 0.6% | 単独世帯 2,126世帯 21.6% |
| | 核家族世帯 4,468世帯 45.4% | その他の親族世帯 3,191世帯 32.4% | | |

〔国勢調査〕

人口構成も近年で大きな変化はみられませんが、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口それぞれ減少傾向で推移しています。平成26年には15～64歳の生産年齢人口が54.3%となり、一方、65歳以上の高齢者比率は35.8%で毎年1ポイント程度増加しています。また、0～14歳の比率は10.0%で、毎年0.2ポイント程度減少しており、少子化・高齢化が一段と進行していることが表れています。

■人口構成の動向（各年4月1日現在）



(人)

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|-------|-------|-------|
| 65歳以上 | 33.5% | 34.6% | 35.8% |
| 15～64歳 | 56.0% | 55.1% | 54.3% |
| 0～14歳 | 10.5% | 10.3% | 9.9% |

〔住民基本台帳〕

地区別の人口は角館地区が45.1%とやや多く、田沢湖地区が37.7%、西木地区が17.2%を占めています。世帯数も同様に角館地区が多く、全体の46%を占めており、1世帯あたりの人数は角館地区が2.58人と最も少なく、西木地区は2.90人と同居世帯が多いことがうかがえます。

■地区別の人口・世帯の状況（平成26年4月1日現在）

| | 田沢湖地区 | 角館地区 | 西木地区 | 合 計 |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 人 口 (割合) | 10,893 人 (37.7%) | 13,018 人 (45.1%) | 4,980 人 (17.2%) | 28,891 人 (100.0%) |
| 世 帯 数 (割合) | 4,085 世帯 (37.7%) | 5,043 世帯 (46.5%) | 1,718 世帯 (15.8%) | 10,846 世帯 (100.0%) |
| 1 世帯 平均人数 | 2.67 人 | 2.58 人 | 2.90 人 | 2.66 人 |

〔住民基本台帳〕

2 障がい者数と障がいの暮らしの状況

(1) 障害者手帳交付状況

近年の障害者手帳交付件数は、平成24年は身体、療育、精神の3種合計で2,229件、平成26年は2,161件とやや減少傾向にあります。手帳別では療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付件数が増加しています。平成26年では障害者手帳所持者は2,161人で、総人口（28,891人）の7.5%に当たります。平成23年と比べると、0.2ポイント増となっています。

障害者手帳のなかでは、身体障害者手帳所持者が全体の83%を占めています。

■障害者手帳交付件数の動き（各年4月1日現在）

(件) (%)

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 身体障害者手帳 | 1,890 (84.8) | 1,796 (83.8) | 1,790 (82.8) |
| 療 育 手 帳 | 206 (9.2) | 214 (10.0) | 228 (10.6) |
| 精神障害者保健 福祉手帳 | 133 (6.0) | 133 (6.2) | 143 (6.6) |
| 3 種 合 計 | 2,229 (100.0) | 2,143 (100.0) | 2,161 (100.0) |
| 総人口に占める 障害者の割合 | 7.49% | 7.29% | 7.48% |

〔社会福祉課〕

(2) 身体障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数は年々増加傾向にありましたが、平成24年は1,890件、平成25年は1,796件と94件減少し、平成26年は1,790件と横ばい状況にあります。

等級では1級と4級が多く、重度（1・2級）が全体の半数を占めています。

年齢別では65歳以上が78%と半数以上を占め、18～64歳が21%と、18歳以上の所持者がほとんどとなっており、その割合は変わっ

ていません。

障がい種類は肢体不自由が68%と多く、次いで内部障害が20%で、2つの種類で全体の88%となっています。

■等級別交付数の推移（各年4月1日現在）

(件)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-------|
| 平成24年 | 581 | 321 | 355 | 436 | 97 | 100 | 1,890 |
| 平成25年 | 547 | 304 | 341 | 435 | 85 | 84 | 1,796 |
| 平成26年 | 513 | 300 | 352 | 452 | 89 | 84 | 1,790 |

[社会福祉課]

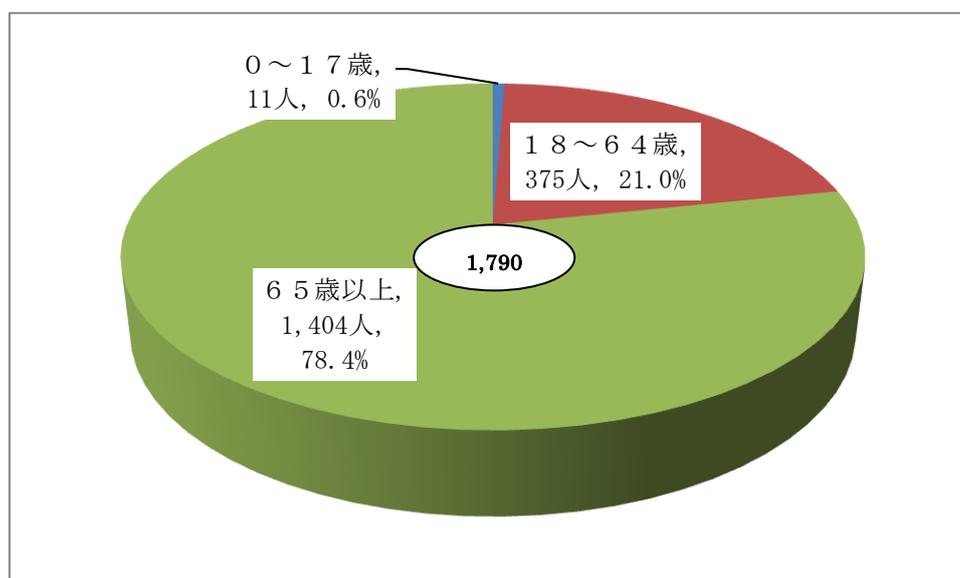
■手帳交付状況（平成26年4月1日現在）

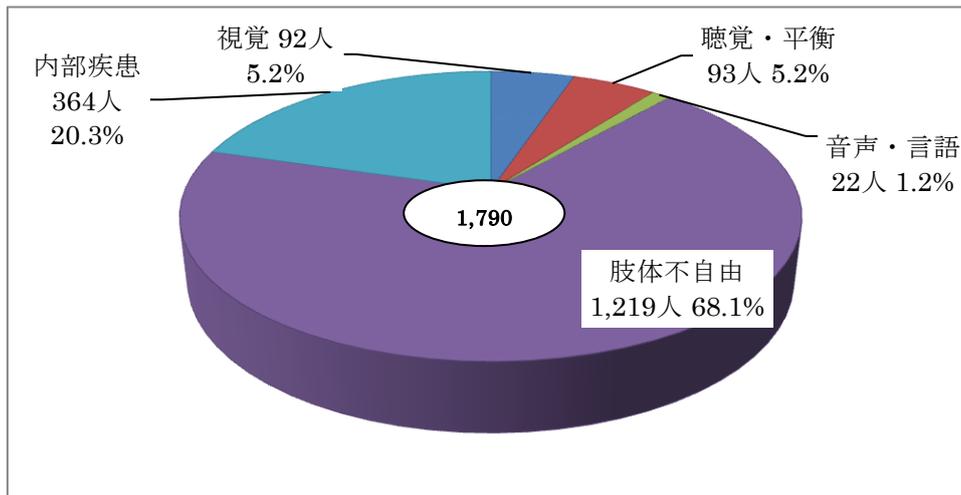
(件)

| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|----|----|-------|
| 視覚 | 障がい者 | 28 | 36 | 9 | 6 | 5 | 8 | 92 |
| | 障がい児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 聴覚・ 平衡 | 障がい者 | 0 | 24 | 17 | 19 | 0 | 31 | 91 |
| | 障がい児 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 音声・ 言語 | 障がい者 | 0 | 0 | 11 | 11 | 0 | 0 | 22 |
| | 障がい児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 肢体 不自由 | 障がい者 | 230 | 236 | 257 | 362 | 84 | 45 | 1,214 |
| | 障がい児 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 内 部 | 障がい者 | 252 | 1 | 57 | 50 | 0 | 0 | 360 |
| | 障がい児 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 障がい者(18歳以上) | | 510 | 297 | 351 | 448 | 89 | 84 | 1,779 |
| 障がい児(18歳未満) | | 3 | 3 | 1 | 4 | 0 | 0 | 11 |
| 計 | | 513 | 300 | 352 | 452 | 89 | 84 | 1,790 |

[社会福祉課]

■年齢別・種類別交付状況（平成26年4月1日現在）





〔社会福祉課〕

(3) 療育手帳交付数

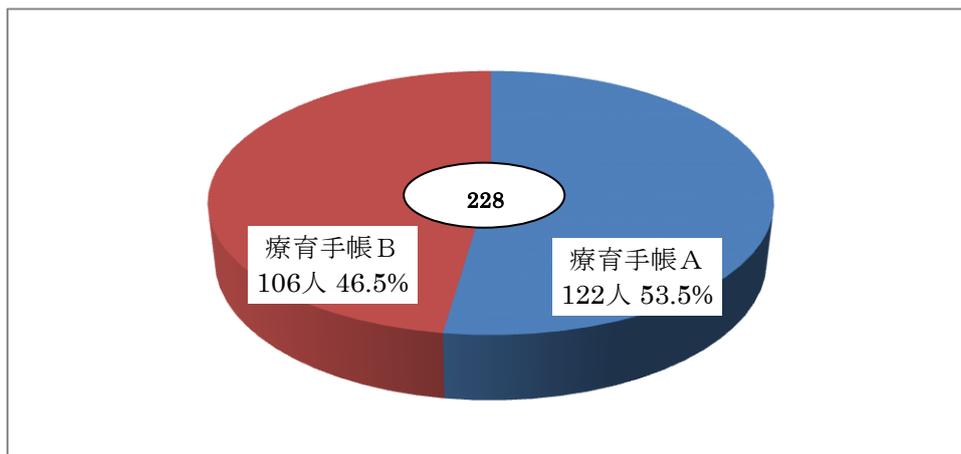
療育手帳交付件数は18歳未満が40件前後で推移していましたが、平成26年は51件とやや増加しています。18歳以上は177件となっています。種類別では療育手帳Aの件数が療育手帳Bの件数より多く、ともに微増傾向となっています。

■ 交付状況（各年4月1日現在）

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満 | 39件 | 49件 | 51件 |
| 18歳以上 | 167件 | 165件 | 177件 |
| 合計 | 206件 | 214件 | 228件 |

〔社会福祉課〕

■ 等級別交付状況（平成26年4月1日現在）



〔社会福祉課〕

(4) 精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳は、平成7年に精神保健法が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改正された際に創設された制度で、平成14年度から申請等の事務が市町村に移譲されました。

平成18年以降は毎年交付件数が増加していましたが、平成24年は133件、26年は143件と微増傾向となっています。等級別では2級が5

6%を占めています。

また、精神障がいのある人がその医療に必要な費用を公費で負担する制度として、昭和40年の精神衛生法改正で通院医療費公費負担制度が新設されましたが、その利用者は平成26年4月1日現在465人で、手帳交付件数よりも多い状況です。この通院医療費公費負担制度は、障害者自立支援法の施行により、平成18年4月から障害者自立支援医療として実施しています。

■交付状況（各年4月1日現在）

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----|-------|-------|-------|
| 1級 | 39件 | 46件 | 48件 |
| 2級 | 69件 | 72件 | 81件 |
| 3級 | 25件 | 15件 | 14件 |
| 合計 | 133件 | 133件 | 143件 |

[社会福祉課]

(5) 特定疾患医療受給者（難病患者数）

原因不明で治療法が未確立の疾病や慢性的で負担の大きい疾患を難病といい、そのなかで指定された疾患を特定疾患として、医療費等が一部公費負担されています。

平成26年4月1日現在の特定患者医療受給者証交付件数は202件、小児慢性特定疾患医療受給者証交付件数は26件となっております。

■特定疾患医療受給者証交付状況（各年4月1日現在）

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 特定疾患医療受給者証 | 222件 | 192件 | 202件 |
| 小児慢性特定疾患医療受給者証 | 32件 | 26件 | 26件 |

[仙北地域振興局福祉環境部]

3 各種福祉サービス等の状況

(1) 障害支援区分と障害福祉サービス

① 障害支援区分

支援費制度は、障がいのある人が自らのサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みとして、平成15年度に措置制度から移行したものです。そして、平成25年4月1日からは障害者総合支援法の施行により、障がい者が地域社会において共生の実現に向けていくことができるよう、障害福祉サービスの充実等が図られました。

障害福祉サービスには、日常的に必要な支援を受けられる介護給付と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等給付があります。このうち介護給付では、利用希望者の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう障害程度区分（平成26年度以降「障害支援区分」に見直し）の認定が導入されました。平成26年4月1日現在の障害程度区分認定件数は136件と、平成23年の104件から大幅に増加しています。これ

は、平成24年度までに施行された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直す間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）による18歳以上の児童施設入所者の障害福祉サービスへの移行、施設の新体系移行に伴う区分認定及び新規利用者の増加によるものです。

■障害程度区分認定者の状況（各年4月1日現在）

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 非該当 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 区分1 | 5件 | 9件 | 7件 |
| 区分2 | 17件 | 14件 | 11件 |
| 区分3 | 19件 | 20件 | 23件 |
| 区分4 | 38件 | 40件 | 35件 |
| 区分5 | 24件 | 27件 | 31件 |
| 区分6 | 23件 | 26件 | 29件 |
| 合計 | 126件 | 136件 | 136件 |

※平成26年度からは「障害支援区分」

〔社会福祉課〕

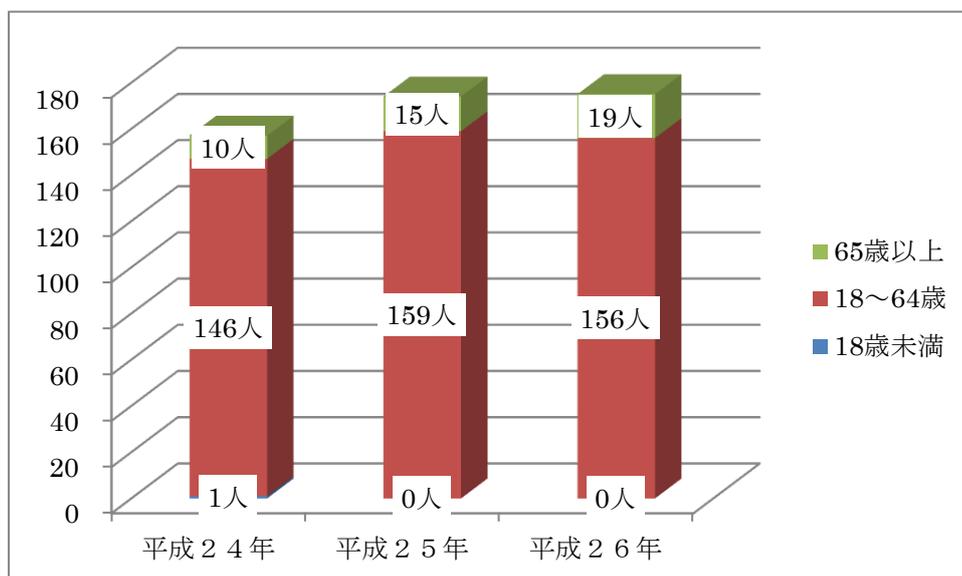
② 障害福祉サービス

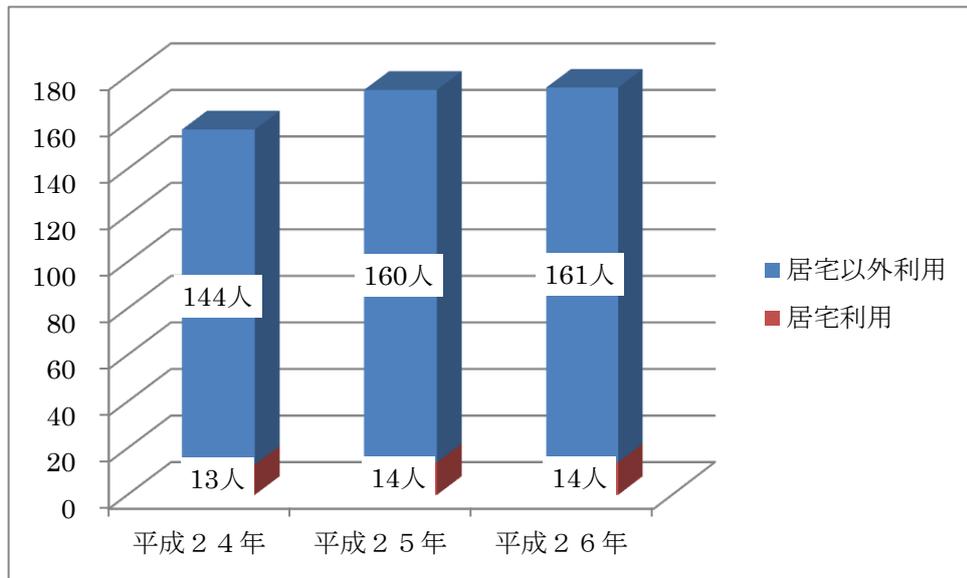
平成18年4月から障害者自立支援法の施行に伴い、障がい種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が地域で必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。

障害福祉サービスの利用者の年齢層は18～64歳が大半を占めており、利用者数は、平成24年には157人、平成25年には174人、平成26年は175人となっています。また、居宅介護サービスと日中活動系サービスを組み合わせて利用する人が増加しています。

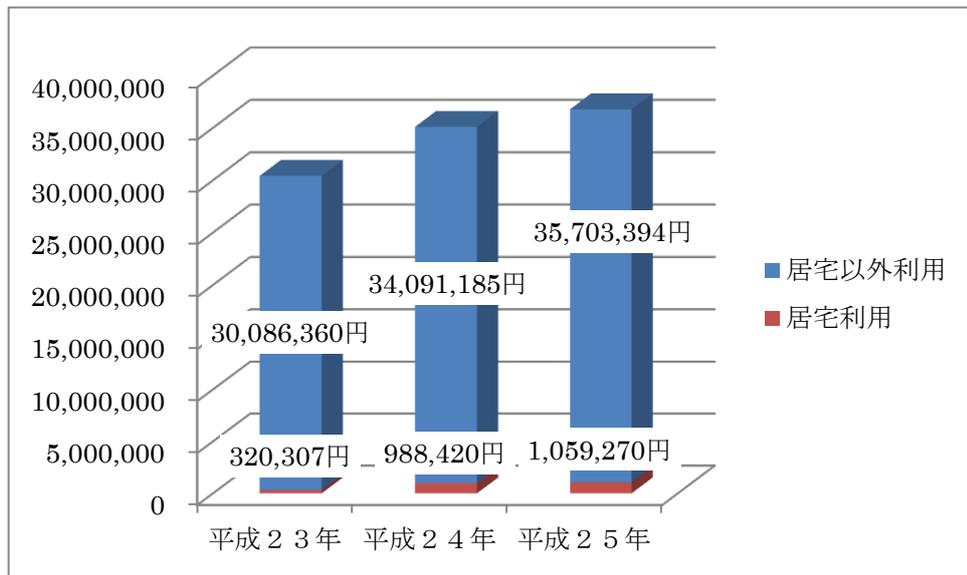
■障害福祉サービスの利用状況（各年4月1日現在）

（人）





障害福祉サービス費（年度分）



[社会福祉課]

③ 訪問系サービス

・居宅介護

在宅の障がい者の身体介護、家事等の援助をするサービスで、身体障がい者と知的障がい者、全ての障がい児が支援費制度で実施され、精神障がい者の訪問介護は福祉事業として実施されてきましたが、平成18年度から障がいの種別にかかわらず居宅介護を利用できるようになったことから、新規利用者が増加しています。

■利用者数（各年4月1日現在）

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 13人 | 14人 | 14人 |

■利用状況

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 延利用者 | 延時間 | 延利用者 | 延時間 |
| 居宅介護 | 164 人 | 2, 118 時間 | 157 人 | 2, 454 時間 |

[社会福祉課]

④ 日中活動系サービス

・生活介護・自立訓練・就労継続支援等

障害者自立支援法施行後は、障がいの種別にかかわらず日中の活動を支援しています。生活介護は、入所施設が新体系に移行したことで、平成 24 年は 86 人、平成 26 年は 95 人となり、年々増加しています。就労継続支援 B 型も市内の事業所を利用する障がい者が増加しています。

■利用者数（各年 4 月 1 日現在）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 生活介護 | 86 人 | 92 人 | 95 人 |
| 自立訓練（機能訓練） | 0 人 | 1 人 | 1 人 |
| 自立訓練（生活訓練） | 4 人 | 4 人 | 4 人 |
| 就労継続支援（B 型） | 44 人 | 53 人 | 52 人 |
| 合 計 | 134 人 | 150 人 | 152 人 |

[社会福祉課]

■利用状況

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|-------------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 延利用者 | 利用量 | 延利用者 | 利用量 |
| 生活介護 | 1, 068 人 | 21, 538 日 | 1, 094 人 | 22, 076 日 |
| 自立訓練（機能訓練） | 5 人 | 98 日 | 12 人 | 243 日 |
| 自立訓練（生活訓練） | 53 人 | 783 日 | 45 人 | 832 日 |
| 就労継続支援（B 型） | 556 人 | 8, 143 日 | 630 人 | 9, 277 日 |

[社会福祉課]

・短期入所

本人の心身の状況、家族の疾病や急用時に一時的に施設等に入所して日常生活機能の訓練や日常的な世話を受けるサービスであり、介助者の負担軽減にもなっています。

障がいの種別にかかわらず利用されていますが、最近では障がい児の利用が増加しています。

■利用者数（各年 4 月 1 日現在）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|------|---------|---------|---------|
| 短期入所 | 1 人 | 3 人 | 3 人 |

■利用状況

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|------|----------|-------|----------|-------|
| | 延利用者 | 利用量 | 延利用者 | 利用量 |
| 短期入所 | 33 人 | 207 日 | 46 人 | 536 日 |

〔社会福祉課〕

・生活介護

障害者自立支援法施行以前は、デイサービスセンターに通所し、日常生活動作の訓練や趣味の活動、食事等のサービスを受けるものでした。平成 18 年 10 月からは、障害福祉サービスの就労継続支援と地域生活支援事業に移行し、平成 19 年度からは、障害福祉サービスで在宅・施設入所の人に対して生活介護を給付しています。

⑤ 居住系サービス

・共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）

共同生活介護や共同生活援助は、介護や援助が必要な障がい者が 4～5 人で共同生活するもので、地域移行に伴い全国的にも増えています。グループホームの利用者数は平成 24 年の 6 人から平成 26 年は 13 人に増加していますが、これは、平成 26 年 4 月の法改正で共同生活介護と共同生活援助が統一化され、共同生活援助のみとなったためです。

また平成 23 年 10 月から家賃を助成する法改正が施行されたことから、今後利用者が増えることが予想されます。

■利用者数（各年 4 月 1 日現在）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|------------|---------|---------|---------|
| 共同生活介護（CH） | 5 人 | 5 人 | |
| 共同生活援助（GH） | 6 人 | 8 人 | 13 人 |

※平成26年4月から共同生活介護は共同生活援助に一元化されました。〔社会福祉課〕

・施設入所支援

障がい者の入所施設については、身体障害者では更生施設、療護施設、授産施設の 3 種、知的障がい者では更生施設、授産施設、知的障がい者通勤寮の 3 種が支援費制度のサービスとなっていました。平成 24 年度からは全ての施設が新体系へ移行し、障害支援区分認定を受け、障がいの種別にかかわらず入所施設で夜間の居住生活の支援のため、入浴や排せつ、食事等のサービスを受けることができます。

■利用者数（各年 4 月 1 日現在）

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|--------|---------|---------|---------|
| 施設入所支援 | 65 人 | 70 人 | 70 人 |

〔社会福祉課〕

(2) 補装具・日常生活用具

補装具は、身体障がい者の身体機能の失われた部分を補うための器具（義手、義足、眼鏡、補聴器、車いす等）の交付と修理を行っています。平成25年度は交付件数が23件で、修理は21件となっています。

日常生活用具は、障がい者（児）の生活の利便を図るため、訓練いす、入浴補助用具、盲人用体温計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、ストマ装具、紙おむつ等を給付しています。

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から補装具にかかる費用は原則1割負担（所得に応じた月額負担上限額あり）となりましたが、平成22年からは障がい者及び配偶者が非課税であれば、自己負担はなくなりました（障がい児については従来どおり世帯の所得で判断）。

なお、日常生活用具は地域生活支援事業で給付しています。

■給付状況

| 補装具 | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|-------|--------|--------|
| 交付 | 18歳未満 | 1件 | 6件 |
| | 18歳以上 | 30件 | 17件 |
| | 合計 | 31件 | 23件 |
| 修理 | 18歳未満 | 1件 | 2件 |
| | 18歳以上 | 21件 | 19件 |
| | 合計 | 22件 | 21件 |

| | | | |
|----------|-------|------|------|
| 日常生活用具給付 | 18歳未満 | 40件 | 42件 |
| | 18歳以上 | 504件 | 522件 |
| | 合計 | 544件 | 564件 |

[社会福祉課]

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、仙北市と近隣市町村、秋田県が協力して地域の実情に応じた事業を行います。障害福祉サービスなどと組み合わせて利用できます。

・相談支援事業の状況

内容：障がい福祉に関する相談支援事業を一部委託

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 事業所数 | 2件 | 2件 | 2件 |
| 相談件数 | 523件 | 557件 | 682件 |

[社会福祉課]

| 実施事業所 | 住 所 | 電話番号 |
|--------------|------------------|--------------|
| 仙北市障害者相談支援事業 | 仙北市西木町上荒井字古堀田 47 | 0187-43-2288 |
| 指定相談支援事業所 愛仙 | 仙北市西木町小湊野字中関 7 | 0187-47-3001 |

[社会福祉課]

・コミュニケーション支援事業の状況

内容：視覚、言語、音声などの障がいのある人へ手話通訳者等を派遣

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 延件数（年間） | 6 件 | 13 件 | 9 件 |

〔社会福祉課〕

・日常生活用具給付事業の状況

内容：重度の障がい者に、自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタル

■給付状況

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 介護・訓練支援用具 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 自立生活支援用具 | 0 件 | 2 件 | 2 件 |
| 在宅療養等支援用具 | 1 件 | 3 件 | 0 件 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 6 件 | 5 件 | 3 件 |
| 排泄管理支援用具 | 452 件 | 534 件 | 558 件 |
| 住宅改修費 | 1 件 | 0 件 | 1 件 |
| 年間利用件数 | 460 件 | 544 件 | 564 件 |

〔社会福祉課〕

（４）医療費の助成

更生医療と育成医療、精神障害者通院医療は、平成 18 年 4 月から障害者自立支援法施行により一本化され、「自立支援医療」となり、原則として医療費の 1 割が自己負担になりました。平成 25 年度からは育成医療が県から法定移譲となり、更生医療と同様に市が実施主体となっています。

■受給状況

| | 支給要件・概要等 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------------------------|---|-----------------------------|-----------------------------|
| 育成医療 | 18 歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 | 6 件 | 8 件 |
| 更生医療 | 18 歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う。 | 52 件 | 60 件 |
| 福祉医療費（高齢身体障害者・重度心身障害（児）者） | 65 歳以上で障害手帳 4～6 級所持者、療育手帳 A・障害手帳 1～3 級所持者を対象（県） | 延 40,475 件 155,413,667 円 | 延 39,607 件 156,762,232 円 |

〔社会福祉課〕〔市民課〕

（５）福祉手当等

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者（児）の自立生活の基盤の確立を図るため、各種手当を支給しています。

■各種手当支給状況

| | 支給要件・概要等 | 平成 24年度 | 平成 25年度 |
|----------|---|------------|------------|
| 特別障害者手当 | 在宅で暮らす常時特別な介護が必要な20歳以上の重度障がい者が対象。平成26年度月額26,000円。 | 74人 | 74人 |
| 障害児福祉手当 | 在宅で暮らす常時介護が必要な20歳未満の障がい児が対象。平成26年度月額14,140円。 | 23人 | 22人 |
| 特別児童扶養手当 | 精神又は身体に障がい（中程度以上）を有する20歳未満の障がい児を扶養している人が対象。平成26年度月額1級49,900円、2級33,230円。 | 65人 | 72人 |

〔社会福祉課〕〔子育て推進課〕

(6) その他

仙北市では、県が任命した身体障害者相談員7人と知的障害者相談員2人が、地域の相談に対応しています。

■その他福祉サービスの実施状況

| 住宅整備資金貸付 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|--------|--------|
| 身体障がい者の在宅生活を支えるため、その住居の増改築又は改造を行う場合の資金として、自力で整備を行うことが困難な市民に対し150万円を上限に貸付けを行う | 1件 | 0件 |

| (県事業) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 身体障害者相談員 | 7人 | 7人 | 7人 |
| 知的障害者相談員 | 2人 | 2人 | 2人 |

〔社会福祉課〕

成長過程において支援が必要な就学前の児童を対象に、市の事業として療育訓練事業を行うとともに、保育所・幼稚園での障がい児の受入れに対応しています。また、市内の小中学校における特別支援学級は、市内12校のうち11校に設置されており、学級数は20学級となっています。

■障がい児保育・特別支援教育の状況

| 市内小中学校の特別支援教育の状況(平成26年度当初) | 学校数 | 特別支援学級設置校 | 特別支援学級数 |
|----------------------------|-----|-----------|---------|
| | 12校 | 11校 | 20学級 |

〔教育指導課〕

Ⅲ 仙北市障がい者計画

Ⅲ 仙北市障がい者計画

1 生活支援〔相談・健康づくり・生活支援〕

現状等

障がい者や家族、介護者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報を理解し、適切なサービスを利用することで、生きがいのある自立した生活を送ることができるように努めています。

相談支援については、平成19年4月から指定相談支援事業所愛仙に相談事業を委託したことで、相談の場がより広がったといえます。また、身体障害者相談員と知的障害者相談員、民生児童委員も地域からの相談に対応しています。

権利擁護については、包括支援センター、仙北市社会福祉協議会が窓口となって、相談に対応できる体制となっています。また、平成24年度から、成年後見制度を利用することが有効であると認められる障がい者について、その費用を助成する事業が必須事業となりました。これらを活用しながら、権利擁護についての体制づくりを一層進めていくことが求められています。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、行政運営は自主的、総合的に行うことができるようになり、平成18年12月には、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本とし、地方分権改革推進法が公布されました。これらの法律により、市民と協働のまちづくりがますます不可欠となりました。社会福祉法人である仙北市社会福祉協議会が仙北市委託事業や独自のサービスにおいて、この一翼を担っています。また、仙北市障害者総合支援協議会では、社会福祉法人等のフォーマルな分野、ボランティアの育成等インフォーマルな分野の開拓と相談支援の充実を目指して、協働の政策形成を進めています。

障がい者の在宅生活を支えるサービスは、本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族等の介護負担の軽減を図るため、平成7年に制定された、国の障害者プランに基づいて拡充されてきました。平成15年度には支援費制度が導入され、身体障がい者、知的障がい者、全ての障がい児のホームヘルプサービス、ショートステイ等の利用が拡大しました。また、精神障がい者のホームヘルプサービス等についても、平成14年度から精神障害者居宅生活支援事業により、市町村事業としてスタートしています。平成18年度から障害者自立支援法の施行により、身体障がい、知的障がい、精神障がいの各種福祉サービスが一元化され、地域でサービスが受けられるようになりました。

障がい者施策としての地域保健には、年齢に応じて障がいの原因となる疾病を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援するなどの役割があります。いずれも、様々な障がいや疾病の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

■乳幼児健診の実施状況

| 乳児健診（3～4カ月） | 対象者 | 受診者 | 受診率 | うち健診結果所見有 |
|-------------|------|------|-------|-----------|
| 平成23年度 | 172人 | 172人 | 100% | 15人 |
| 平成24年度 | 157人 | 156人 | 99.4% | 11人 |
| 平成25年度 | 117人 | 115人 | 98.3% | 9人 |

(保健課)

老人保健事業における機能訓練は、介護保険制度の改正により、平成18年度から包括支援センターで、二次予防事業対象者に対し介護予防を目的とした事業に移行して実施しています。

■二次予防事業通所型介護予防事業

(1) 運動器の機能向上プログラム

| | 回数 | 参加人員 | 参加延人員 |
|--------|-----|------|-------|
| 平成23年度 | 66回 | 20人 | 207人 |
| 平成24年度 | 66回 | 24人 | 252人 |
| 平成25年度 | 72回 | 18人 | 198人 |

(包括支援センター)

(2) 口腔機能の向上プログラム(栄養改善プログラムを含む)

| | 回数 | 参加人員 | 参加延人員 |
|--------|-----|------|-------|
| 平成23年度 | 9回 | 18人 | 43人 |
| 平成24年度 | 9回 | 21人 | 51人 |
| 平成25年度 | 12回 | 46人 | 110人 |

(包括支援センター)



(1) 相談・情報提供の充実

① 相談支援のネットワーク化

1) 相談支援体制の拡充

- 福祉保健部担当者4名が相談支援従事者研修を修了し、指定相談支援事業所愛仙の修了者8名と共に業務の範囲内で相談に応じる体制となっています。相談支援事業を委託している指定相談支援事業所愛仙とともに、ますます多様化する相談にも対応できる相談支援体制の強化や質の充実を図ります。
- 処遇困難ケースに対応するため、仙北市障害者総合支援協議会に暮らし・相談部会、就労部会、虐待・権利部会の3部会を設置し、相互の情報交換、ケース検討等を行っています。この協議会の充実と市民に対する周知を推進します。
- 高齢者については、福祉事務所の長寿支援課や包括支援センターが相談窓口となっています。仙北市社会福祉協議会との連携体制が確保されており、相談内容により包括支援センターを中心とした地域ケア会議が実施され、ケース検討等を行って問題解決にあたっています。65歳以上の障がい者についても該当します。今後も関係機関が相互に連携して対応するよう努めます。
- 仙北市障害者虐待防止センターを社会福祉課に設置し、障がい者に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の適切な対応、再発の防止などシステムの整備について努めています。
- 仙北市社会福祉協議会では、心配ごと相談所を各支所で月1～2回開催しています。また、日常生活自立支援事業の紹介、コミュニティソーシャルワーカーの養成、各支所での電話相談に随時対応しており、ワンストップ型の総合相談所づくりを目指しています。障がい者からの相談についても日常生活自立支援事業活用方法等の情報提供に努めます。
- 相談窓口として福祉事務所、仙北市関係課、教育機関、病院、仙北市社会福祉協議会等について情報提供に努めるとともに、関係機関との情報共有により、個々にあった相談体制が築けるように努めます。
- 障がい者と接する機会が多い窓口業務担当者や介護保険居宅支援事業所等の関係者と共に、障がいに関する研修会を随時開催して研鑽を重ね、相談機能の強化を図ります。

2) 苦情処理等

- 苦情等の詳細を把握し、問題解決を図るための条件整備に取り組みます。このため、仙北市障害者総合支援協議会の活用、相談窓口の紹介、関係機関とのネットワークの構築を目指します。

② 広報・情報提供手段の拡充

- 広報せんぼくの発行（月2回／1日、16日発行）、仙北市ウェブサイトで広報活動を行っています。今後も、広報せんぼくを発行し、市民への情報提供に努め、活用の拡充を促進します。あわせて、デザイン、用語等、誰もがわかりやすい表現に配慮して、広報活動を展開します。
- 広報せんぼくの活用、各種パンフレットの作成をはじめ、市の広報担当との連携による広報等、様々な広報媒体を活用した広報活動を継続します。
- 社会福祉課では「仙北市障がい児・障がい者福祉のしおり」を作成し、市のウェブサイトにも掲載しています。随時更新し情報を提供します。
- 地区毎の民生児童委員協議会・各種団体等への説明会、各団体との連携、会議等への参加による説明等、地域に出向いて広報する機会を拡充します。福祉のリーフレットについては、適宜更新して活用します。また、これまでの周知方法や情報提供状況の検証を行い、関係課が連携してよりよい広報ができるよう取り組みます。
- 仙北市社会福祉協議会では、「社会福祉せんぼく」を年3回発行して、事業を紹介しています。また、パンフレット等も発行しており、継続して広報活動に活用していきます。

③ 権利擁護の推進

- 障がい者の権利を擁護する仕組みには、仙北市社会福祉協議会が窓口となってサービスの利用や日常生活上の金銭管理等を援助する日常生活自立支援事業と、後見人が法律行為を代理する成年後見制度があります。平成24年度からは、成年後見制度利用支援事業が必須事業化され、知的障がい者と精神障がい者の権利擁護が強化されました。
- 包括支援センターでは、高齢者の権利擁護に関する支援体制の確保を図っており、要綱やマニュアル等を作成するとともに、個別相談としては包括支援センター窓口、電話、訪問により各種相談を実施しています。障がい者の権利擁護についても、包括支援センターと連携し、制度の周知を図るとともに、相談に適切に対応するため、専門機関や地域と連携する体制づくりに取り組みます。

(2) 健康づくりの推進

① 障がいの早期発見・予防

□障がいの早期発見と早期治療のため、乳幼児健康相談や健康診査を継続して実施します。そして、保健所や医療機関との連携を密にするとともに、社会福祉課と子育て推進課、保健課が連携し、障がい児家庭への訪問活動の充実を図ります。

② 健康づくり

1) 心の健康づくり

□本市の自殺率は、その年によりばらつきがありますが、県、仙北地域振興局管内と比較すると高率です。

自殺予防に関する情報の提供と普及啓発活動を実施し、全ての世代における自殺者数の減少を目指します。

□心の健康づくりネットワークを運営し、心の健康に関する相談体制の充実を図ります。

□仙北市社会福祉協議会では、市委託事業として家族介護者交流事業（各支所、年2回）を実施しており、今後も継続して実施し、参加を促進します。

□関係課と関係機関が協力して、地域に心の健康づくりの重要性を啓発し、見守り活動等につながるよう取り組みます。

□精神保健の分野では、社会福祉課、保健課、市立角館総合病院医事課地域医療連携室と連絡を密にして、担当者が勉強会や研修会等へ参加し、支援していくことを促進します。また、仙北市障害者総合支援協議会や各種研修会を開催し、在宅障がい者の健康を側面から支援していけるような展開を検討します。

2) 難病患者等への支援

□平成25年4月から「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正され、障がいの範囲に難病等も加わりました。福祉サービスの更なる充実を図り地域社会における共生の実現を総合的に支援していきます。

(3) 生活支援の推進

① 障害福祉サービスの推進〔障がい福祉計画部分を参照〕

1) 制度の周知と適正な運用

□制度の周知に努めるとともに、障害支援区分認定の事務等、適切な運用に努めます。

2) 生活の場の確保と地域生活への移行支援

□施設を退所又は病院を退院しても、生活の場としての住宅が不足していることが想定されます。このため、障がい者対応可能なアパートやグループホーム等居住の場についての多面的検討と、日中活動の場の提供等につい

ての検討を、関係課や障害福祉サービス事業所及び仙北市障害者総合支援協議会と連携して更に取り組みます。

② その他の支援サービスの推進（在宅福祉サービス）

1) 在宅福祉サービスの推進

- 介護保険では、在宅における介護及び予防サービス提供事業所の把握と各事業所スタッフによるスタッフ会議を開催し、居宅介護支援事業所と連携を図っています。
- 地域生活支援事業で高齢者生活管理指導員派遣事業を実施しており、包括支援センターと連携して推進します。
- 障がい者本人又は家族からの相談や、学校又は医療機関の紹介により、サービス利用につながる以外に、障がい者自身が自宅にこもりがちで、家族が全てを担って暮らす障がい者がいると考えられます。このため、相談支援体制を強化することにより、広く制度を利用し、在宅生活を維持できるよう支援します。また、必要なサービスを利用しながら生活し、社会とのつながりを持つ機会の確保について検討します。

2) 各種制度の活用

- 生活福祉資金貸付事業（秋田県社会福祉協議会）を仙北市社会福祉協議会が事務局となって実施しています。障害福祉サービス、障害福祉サービス以外のサービス等、必要なサービスや制度を組み合わせ利用し、自立した生活を実現できるように、相談等適切な対応に努めます。

③ 地域の中で暮らすための支援

1) その人にあった支援の推進

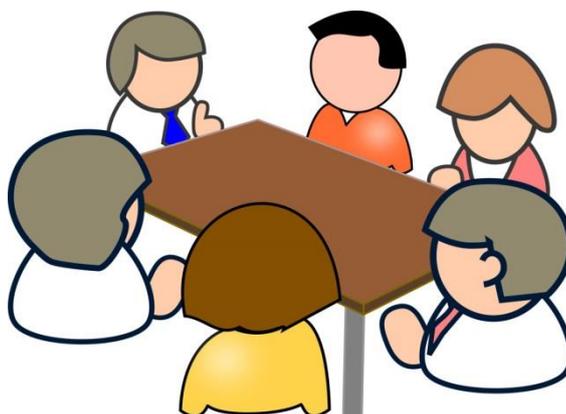
- 障がい者の制度について、介護保険等他の制度も考慮に入れて周知を図る必要があります。他制度を紹介した結果、障がい福祉制度から介護保険制度へ移行した人も見受けられます。一人ひとりの障がい者に合った制度を有効的に活用し、生き生きとした生活を営めるように、関係機関との連携を更に密にして対応します。
- 利用者の要望を聞き取るとともに、サービスを提供するネットワークづくりについて、サービス提供事業者に働きかけます。

2) 多様な日中活動の場の確保

- 日中活動の場は、障害福祉サービスだけに限定されるものではありません。様々な場面で障がい者の活動を支援するため、ボランティア団体等担い手の確保・育成を支援するとともに、共生できる環境づくりに取り組みます。そのためにも、地域の理解が重要であり、障がい者が地域の行事等に積極的に参加したり、共に活動できる場の拡充を図ります。

3) 施設退所者・退院患者への対応

- 障がい者理解の啓発により、偏見、誤解の払拭を図るとともに、地域行事へ参加できる道筋をつくります。住居のバリアフリー化に対する助成、相談・見守りネットワーク等も必要と考えられることから、総合的な協議の場を仙北市障害者総合支援協議会等で確保します。
- 入院者や外来患者には、かかりつけ医への相談を勧めます。また、夜間・休日の救急医療体制の充実及び訪問医療体制の確立が取り組まれており、このような支援体制について、周知を図るなどの支援に努めます。
- 民生児童委員、指定相談支援事業所支援員、秋田県南障害者就業・生活支援センター職員、関係機関職員が協力して見守る体制の確保について検討します。



2 社会参加〔育成・就業・社会参加〕

現状等

その人のライフステージ(成長段階)と障がいの種別や状況を踏まえて、様々な活動への参加を広げていけるように、その人の育ちと学びを支援していくことが重要です。

障がいや発達の遅れで支援が必要な子どもについては、乳幼児の健診事業と保育支援、児童相談から療育活動につながるように取り組んでいます。

■療育訓練事業の実施状況

| | 回数 | 参加人員 |
|--------|-----|------|
| 平成24年度 | 23回 | 15人 |
| 平成25年度 | 20回 | 20人 |

(社会福祉課)

また、障がい児保育や子育て支援施策等、障がいのある子もない子ともに地域で育てる環境づくりに努めています。一方で、全国的に学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等、発達障がいのある子どもたちが増加傾向にあるといわれています。こうしたなか、盲・ろう・特別支援学校と小中学校の障がい児学級というこれまでの障がい児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた特別支援教育が、平成19年度から本格実施されました。平成20年度から角館小学校にて、平成25年度から生保内小学校、角館中学校にて、県事業として通級指導教室を実施しています。

障がい者の一般雇用については、ハローワークや独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構等を中心に、雇用拡大や職場適応へのきめ細やかな支援等が行われているため、年々就職者数が増え、平成25年度は16人が就職しています。なお、精神障がい者の雇用も増加傾向にあるものの、就職後に症状が不安定となり定着が難しくなることが課題となっています。

障害者雇用促進法に基づく雇用率制度では、常用労働者数50人以上の民間企業の法定雇用率が2.0%、自治体等は2.3%に設定されています。

仙北市においては、平成26年6月1日現在、仙北市役所(教育委員会を含む)が2.41%、市立角館総合病院が2.62%、市立田沢湖病院が1.80%(不足数0人なので達成)と法定雇用率を達成しています。また、市内の50人以上の従業員がいる事業所の障がい者雇用率は、1.94%と平成25年度に比べて0.16ポイント上昇しましたが、全体としては法定雇用率に届かず市全体の課題としてとらえ継続して取り組む必要があります。

職場適応への支援については、雇用前の職場適応訓練(職親制度)や、試行雇用期間のトライアル雇用(奨励金の支給)、人的支援である職場適応

援助者（ジョブコーチ）制度、正式雇用後の特定求職者雇用開発助成金の支給等があります。このような各種制度について周知を図るとともに、障がい者雇用についての理解を深められるように取り組むことが課題です。

■庁内雇用の状況（6月1日）

| | 対象職員数 | 障害者数 | 実雇用率対象 |
|-------|-------|------|--------|
| 平成24年 | 589人 | 14人 | 2.38% |
| 平成25年 | 584人 | 15人 | 2.57% |

教育委員会部局を含む〔総務課〕

障がいの有無にかかわらず、市民がそれぞれの関心や学びたいと思う気持ちから生涯学習活動やスポーツ活動に参加することは、その人の暮らしの豊かさを広げるだけでなく、そこに参加することで仲間ができたり、市民同士の交流の場にもなります。さらには、地域力、まちづくりの力としての期待も大きくなっています。

しかし、障がい者が参加しようと思うと、施設に段差があったり、情報が入手しにくいなどの障壁が残っており、これらを少しずつなくして共に活動していくことが、ノーマライゼーションの普及にもつながると思われます。



(1) 育成支援

① 子育て支援・療育体制

1) 相談活動と庁内ネットワークづくりの推進

- 乳幼児健康相談や健診等の場での相談、必要に応じて訪問活動を実施しており、その子どもにあったフォローに努めます。
- 乳幼児健康相談や健診、保育の場等で支援が必要と判断された場合、児童相談所の巡回児童相談や医療相談等につなげるなど、外部の関係機関ともスムーズな連携に努めます。
- 各関係機関が必要な情報を共有しながら、その子どもにあった支援等を検討するとともに、関係機関の連絡の円滑化を図る目的で、仙北市障害者総合支援協議会の部会で、機能的なネットワークとなるように取り組んでいきます。

2) 療育訓練の推進

- 療育訓練の専門機関が遠方にあるため、利用できない子どもがみられることから、市独自の訓練の場として、社会福祉課、子育て推進課、保健課、保育士等が連携して療育訓練事業「どれみの会」を開催しています。利用する保護者には好評で、親子で参加することにより、子どもの発達を促すとともに、保護者の育児不安の解消等子育て支援の意味もあり、さらに仲間づくりの場にもなっています。今後も専門の指導者の支援を受け、保育士等が随時助言を行い、療育及び発達支援に向けて「どれみの会」の充実を図ります。
- 特別支援教育関係者が「どれみの会」と連携するなど、子どもたちの発達に関わってもらえるような取り組みを検討します。また、特別支援学校での取り組みとも連携・協力を図り、発達障がいや特別支援教育等について関係機関とのネットワークを構築できるように努めます。
- 自閉症や学習障がいなどの発達障がいは、乳幼児期から幼児期に現れるケースが多いことから、母子保健事業、子育て支援事業、学校教育などの分野が連携し、早期の気づきと支援の確保に努めます。また、発達障がいについての啓発、担当者が学習する機会の確保など、保健所や関係機関と連携して取り組みます。

3) 障がい児家庭の子育て支援

- 保育所や幼稚園では特別支援体制が整えられており、障がいのある子どもの利用も多くなっています。就園前の子どもと親が集まる場として子育て支援センターの利用をPRすることで、徐々に利用者が増えています。気軽に地域で集まれる場として、また親同士の相談や仲間づくりの場として子育て支援センター事業を継続し、充実を図ります。
- 特別支援学校に通う児童や生徒のうち、家族全員が仕事や介護等で、日中

療育できる人がいないときや、常時介護を行っている家族の一時的な休息のために日中一時支援事業を行っており、この事業の充実を図ります。

- 障がい児の家族は、時間の制約等様々な理由により積極的な地域行事への参加が難しい状況で、障がいがある子どももまた社会参加の機会が少なくなる傾向がみられます。障がいがある子どもがいきいきと育ち、地域の行事等にも参加しやすくするために、地域住民も正しい知識を身につける機会を確保します。また、障がい児の家族の負担等を軽減するためにも、短期入所等の福祉サービスや日中一時支援等の情報提供、相談等に努めます。

② 学び・学校生活

1) 学ぶ環境の向上と学校生活での支援

- 障がいのある子どもの就学については、学校教育法に基づき教育委員会が10月1日に学齢簿を作成し、教育支援委員会で決定となります。就学までの期間が短いため、教育指導課を中心に、社会福祉課、子育て推進課、保健課、幼稚園、保育所等と連携を図り、教育支援委員会の前の相談や面談がきめ細かく対応できるように取り組みます。
- 各学校では、学級の適正な配置や指導方法の改善を進めており、校内委員会を設置し、ケース会議や個別の指導計画・支援計画を作成しています。保護者の理解も深まり、特別支援学校・特別支援学級への就学者が増えつつあります。また、障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のため、教育委員会では特別支援教育支援員派遣事業を実施し、学校生活をサポートしています。平成25年度には23人の支援員を派遣しており、今後も、こうしたサポート事業の充実を図っていきます。
- 角館小学校には県事業で、通級指導教室を設置しており、市内のみならず特別支援教育のセンター校の役割を担っています。市内にあることを重要なことととらえ、各小中学校や関係課、関係機関と連携して、特別支援教育の推進に活かしていきます。
- 障がいのある児童は様々な種別の障がいを抱えており、人的確保とあわせて、施設の改修や整備について、必要性・緊急性を踏まえて進めていきます。
- 障がいのある子どもを持つ保護者同士が情報交換したり、相談しあったり、保護者の仲間づくりができるよう、健康管理センターホールを開放し自由に利用できるようにしています。(月2回)
- 特別支援学校に通学している児童・生徒については、市がスクールバスのバス停まで送迎し、保護者の負担の軽減を図っています。
- 平成25年度から、かくのだて児童館を活用し、大曲養護学校の分教室を開設しています。平成28年度からは、旧角館南高校を改築し、分校に移行する予定です。

2) 卒業後の進路指導等

- 中学卒業後の進路については、保護者と相談の上、進学をアドバイスしており、継続して推進します。
- 特別支援学校高等部を卒業後、一般就労に結びつく割合は低い状況であることから、特別支援学校では職場開拓や関係者のネットワークによる職場定着支援を続けています。職場定着に向けての支援、余暇活動の充実等の課題解決に向けて、特別支援学校と関係課・関係機関とのネットワークづくりを目指します。大曲養護学校を中心とし、仙北市障害者総合支援協議会、個別支援会議により、情報の共有、研修、個別支援についての検討を継続して実施します。

(2) 就労の促進

① 就労の促進

- ハローワークと協力し、企業への啓発、障がい者雇用に関する制度周知の徹底と関係機関との連携強化の取り組みを継続します。
- 仙北市役所においては、障がい者の職場配置について留意しています。今後もパートでの障がい者雇用の方向性、障がい者に限定した募集の方法、また、一部業務委託等の検討を行いながら、障がい者雇用の促進に努めます。
- 雇用に至らない障がい者に、希望する障害福祉サービス事業所等の情報を積極的に提供します。

② 就労を支援する取り組み

- 就労に関する相談者には、ハローワーク、指定相談支援事業所や施設での支援で対応しています。今後もハローワーク、秋田障害者職業センター、秋田県南障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、施設関係者、市役所、企業等とのネットワークづくりに取り組むと共に企業との連携を深めながら、常に状況を把握し、継続して就労支援に努めます。
- 職業リハビリテーションについて、広く理解されていない状況といえます。情報収集、担当職員の知識を深め、できるだけ多くの人に職業リハビリテーションの機会が広がるように努めます。
- 市役所や公共施設、福祉施設、民間事業所、関係機関等が、就労の体験や訓練をする場として広く活用できるように取り組みます。
- 「障害者雇用維持・拡大プラン」に基づき、障がい者の雇用の維持・拡大と併せて、障害福祉サービス事業所に対する官公需の発注の増大を積極的に推進します。

(3) 社会参加活動への参加促進

① 生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進

- 生涯学習に関連する例としては、田沢湖公民館で手話教室が開催されています。しかし、障がい者が参加できる生涯学習的な活動の場は限られている状況であり、障がい者への余暇活動を支援することが課題です。まず、既存の事業について情報提供と体験活動の場を確保し、生涯学習課と社会福祉課、各公民館で連携した対応に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず学習の機会が確保され、かつ、趣味や文化・芸術活動に携わることができる環境を目指して、市行事への積極的な参加を働きかけます。
- 障がい者の社会参加の一環として、仙北市障がい者ふれあい芸能文化発表会を毎年開催しています。この活動を積極的に支援し、市民への啓発を行うと共に、障がい者の創作意欲を高め、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

② まちづくりへの参画

- 仙北市社会福祉協議会では、角館・田沢湖・西木3地域のサポート委員会による、地域福祉活動計画に基づいた実践等、地域を巻き込んだ取り組みを様々な場面で推進します。
- 障がい者に対する市の各審議会委員、運営委員、各種役員の委嘱、団体立ち上げの支援や起業のための研修等について検討します。

③ 障がい者団体の活動支援

- 手をつなぐ育成会、身体障害者協会、視覚障害者協会、難聴・中途失聴者団体連合会等が組織されており、各種行事等が行われています。社会福祉課等からの説明や出前講座、情報提供を図りながら、各種団体の活動を支援します。

④ 参加しやすくするための取り組み

- 仙北市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを立ち上げ、様々なボランティア推進事業を実施しており、今後も継続して取り組みを支援します。
- コミュニケーション支援事業の利用により、外出の機会が拡大され、安心して外出できるように支援します。

3 地域のバリアフリー化と安心づくり〔相互理解・生活環境〕

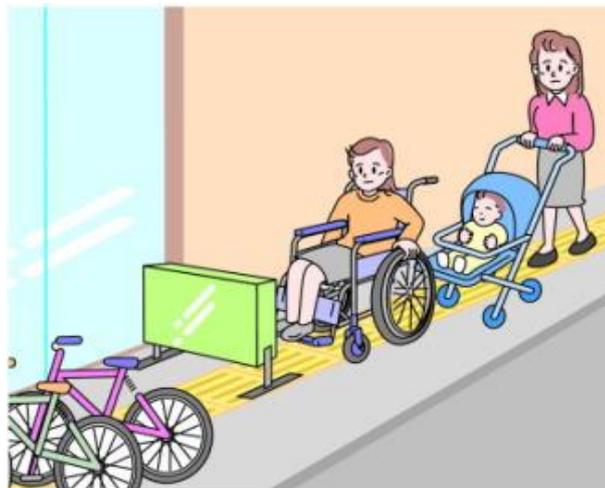
現状等

昭和56年の国際障害者年を契機に、障がい者や障がい者福祉についての関心や理解が高まり、ノーマライゼーションの理念が普及してきました。平成16年の障害者基本法の改正では、障害者週間が規定されました。

このようなことから、障がいや障がいのある人に対する理解は、少しずつ深まっているといえますが、障がいのある人の毎日の生活のなかには、障がいのない人が気づきにくい様々な障壁があると思われれます。また、障がいのない人にとっては、障がいについての理解の不足で、自分からふれあおうと思っても実践しにくくなっている場面も考えられます。なかでも、知的障がいや精神障がいに関する理解が不足していると思われることから、あらゆる機会をとらえ、地域ぐるみで啓発や広報活動を行い、障がいと障がいのある人への理解を深めていくことが求められます。

ハード面は道路や公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置等、バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備が進められるようになりました。障がい者が安心して暮らせる環境づくりには、道路や公共施設等市全体の視点と、その人の暮らしや障がいの種別等の視点からとらえていく必要があります。身近な問題として、住まいや交通手段、生活情報等についてもあわせて検討していくことが課題です。

高齢者世帯の増加や障がいの重度化、障がい者を介護する家族の高齢化が進むなか、災害時や緊急時の不安は増大しており、災害時に支援が必要な人への支援体制を確保するため、避難行動要支援者台帳の整備を進めています。



(1) 心のバリアフリーの推進

① 福祉教育の推進

□学校では人権に関する学習が取り入れられていますが、地域ではボランティア参加や障がい者に対する理解が乏しい面があると思われます。今後は、ボランティア団体の育成、重要性の認識と啓発、ちょっとしたボランティア（ちょいボラ）の勧め等、子どもから大人まで広く活動に参加するきっかけづくりに関係機関と協力して取り組み、地域で支えあう活動につなげていけるように努めます。

□仙北市社会福祉協議会では、小学校、中学校、高等学校等へ助成金を支給するとともに、体験学習、福祉教育を協働で行っています。今後も継続して福祉教育を支援するとともに、連続性のある取り組みが各小中学校等で行われるように支援します。

② 相互理解と交流の推進

□障がい者と地域が互いに理解するため、さらに気軽に交流できる場が必要です。今後は、地域の行事への参加促進、また、交流機会を拡充していきます。

□障がいのある人もない人も、社会の一員として地域の中で生活するためにお互いに理解し合うことが大切です。そのためには、福祉教育による理解啓発が不可欠であり、地域と障がい者を橋渡しする役割を担う機関や人の育成に努めます。

③ 地域が支える活動の推進

□仙北市地域福祉計画（平成25年度策定）に基づいて、障がい者と家族が希望した生活ができるよう地域の団体や住民の活動を積極的に推進します。

□聴覚障がい者に対する手話、要約筆記、筆談、視覚障がい者や下肢障がい者に対する誘導他、障がい者が普段から気軽に公共サービスを利用できるように、相談や啓発等に努めます。

□仙北市社会福祉協議会では、市の委託事業として、寝たきり高齢者の通院のための外出支援事業を行っており、今後も事業を継続します。また、重度視覚障がい者のための同行援護事業も提供していきます。

□仙北市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、社会福祉ボランティア情報誌を定期的に発行しており、ボランティア活動の紹介と活動への参加を呼びかけます。

□仙北市社会福祉協議会では、ボランティア講座での体験学習の推進や総合学習の時間でのコーディネート等により、体験の機会を確保しています。このような機会を活用して外出しにくさを実感してもらい、ボランティア

活動や助け合いにつなげられるように支援します。

- 仙北市社会福祉協議会では、認知症などのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な状態の人について、本人との契約により日常生活の範囲内で、福祉サービスの利用に関する助言や手続き、支払い等の援助を行います。

(2) 安心できる生活環境づくりの推進

① 快適な生活環境づくり

1) 外出しやすく人にやさしいまちづくりの促進

- 幅員の狭い歩道や、道路内の障がい物が通行を阻害している部分の、解消に努めていますが、隣接する敷地の所有者等の協力が必要な場合も多くあります。今後も、安全で円滑な道路交通を維持することを基本に、解消に取り組みます。
- 歩行者の多い道路・場所には、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックが必要です。誰もが円滑に通行できるように、歩道の段差解消及び勾配の改善等を促進します。
- 道路の段差解消や車いす対応トイレの整備、オストメイト対応のトイレ、歩きやすいよう溝の細やかなグレーチングの設置、ガイドヘルパーの設置を促進することが課題であり、今後、整備促進を図ります。
- JR角館駅、田沢湖駅では、ホームにエレベーターを設置して、車椅子利用者等の乗降客の利便性の向上を図っています。今後も高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）に基づき、必要な整備・改修を促進します。
- 冬期交通の安全確保のため、仙北市除雪計画に基づき除雪作業を実施しています。長寿支援課では高齢者世帯等除雪支援事業を開始し、住宅の玄関から公道までの除雪費用や、仙北市が災害対策本部を設置した場合には、住宅の雪下ろし費用についても助成します。
- 道路整備、段差の解消、公園整備、トイレ整備について必要度の高い箇所等から取り組むとともに、さりげない親切、モラルの維持・向上等の意識づくりに努めます。

2) 公共施設のバリアフリー化の促進

- 市役所や病院等、公共的施設等のバリアフリー化についての調査を毎年度実施して状況を把握しており、この調査結果に基づき、不十分な施設のバリアフリー化に努めるため、必要性・緊急性を踏まえた計画的な取り組みの推進を図ります。
- 仙北市で管理する公園内において、車いすでも容易に通ることができる遊歩道設置、見やすく理解しやすい案内表示や車いす利用者に対する専用駐車場スペースの確保に努めます。

- 県のバリアフリー情報を活用して、バリアフリー施設・設備の情報に関する資料を集約し、案内や地図の作成を検討します。あわせて、要約筆記者・手話通訳者等の確保と、利用する側の意識の向上を図るための啓発に努めます。
- 仙北市社会福祉協議会では、障がい者専用駐車スペース確保のための啓発活動を、人が集まる病院やスーパーマーケット等で行っています。今後は活動範囲の拡大を図り、啓発活動が広がるように支援します。

3) 障がいのある観光客に対する対応

- 観光関連施設のバリアフリー化、トイレの確保等を図り、障がい者（児）にやさしいまちづくりに努めます。また、観光客への緊急時の対応について関係機関と連携し、研修を行います。
- 介助ボランティア及びガイドヘルパーの確保に努め、車いすを押しながら観光ガイドをする車椅子観光ガイドボランティア等の育成を検討します。
- 観光のまちとして、だれもが訪れやすいまちづくりのためには、気がつきにくい部分を把握して、解決していくことが必要です。観光客の意見を聴取する機会を増やししながら、検討・改善につなげていきます。また、観光客に対して、障がい者に対応可能な施設等の情報提供に努めます。
- 角館中心部の観光施設や駐車場、庁舎では、車いすの貸出しを行っています。今後は、より円滑な貸借システムの確立と仙北市全域の観光地での車いす貸出しを検討します。
- 仙北市社会福祉協議会では、観光客に車いす等福祉用具の貸出し、観桜会、祭典時のボランティアによる介助を行っており、継続した実施を支援するとともに、このような取り組みや福祉情報の提供を支援します。

4) 生活情報のバリアフリー化の促進

- 市民の誰もが障がいについての情報を入手できるようにしていくことが重要であり、広報紙への掲載、ウェブサイトの充実、リーフレットの作成・更新等を行い、情報提供手段の拡充を図ります。また、指定相談支援事業者等の会議や団体活動に積極的に参加して、障害者総合支援法の紹介や出前講座の開催に取り組むとともに、声の広報発行、手話通訳等の利用を促進します。
- 仙北市内で活動している視覚障がい者団体、声の広報ボランティア団体と協力して、視覚に不自由のある方々への情報提供に取り組めます。
- 仙北市内で活動している難聴者・中途失聴者団体、聴覚障がい者団体、手話通訳・要約筆記ボランティア団体等と協力して、聴覚に不自由のある方々への情報提供に取り組めます。
- コミュニケーションがスムーズに行えるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成に積極的に取り組めます。
- 障がいのある人がパソコン等を活用して必要な情報収集や情報交換ができるように支援するとともに、ウェブサイトの充実を図り、障がいのある人が必要とする地域情報の提供に努めます。

② 安全対策

1) 防災対策の推進

- 仙北市地域防災計画に基づき、高齢者や障がい者等災害時に支援が必要な人の安全確保について推進します。また、パッケージ型地図情報システムにより、高齢者や障がい者の把握に努め、災害時の安全・迅速な避難誘導ができるよう避難支援計画を策定します。
- 地域の協力を得て、協力員、民生児童委員や地域の集落の会長等地域ぐるみの安否確認等できる体制づくりや、長寿支援課で実施している高齢者世帯の救急医療情報キット「Q救ちゃん」の活用拡大を図り、連携して要支援者の実態把握と安全対策に努めます。
- 仙北市障害者総合支援協議会においては、関係機関等と連携を図って、要支援者の防災意識を高めるため、研修会への参加や外部講師等を招いた勉強会等を開催します。
- 民生児童委員や日常生活自立支援事業生活支援員と協力して、障がい者が犯罪に会わないよう防犯に努めます。
- 災害・緊急時の対応、連絡網等を関係課・関係機関に周知・徹底します。

2) 緊急時の対応

- 緊急通報システムが整備されていますが、必要な人が適切に利用できるように、情報提供に努めます。
- 災害対策と同様に、緊急時の対応についても地域ぐるみで安否確認ができる体制づくりと、必要な情報や必要な支援・援助についての把握方法について検討します。
- 災害時に支援を要する人の避難先となる「福祉避難所」について、各施設の状況を確認し、協定の締結を進めます。

③住まいの改善・整備

- 障がい者が在宅で過ごせるよう、障害者住宅整備資金貸付制度、重度障害者等日常生活用具給付等事業にて住宅改修費支給事業を実施しています。必要な人が利用できるように、助成制度について周知を図るとともに、日常生活用具の利用を促進します。あわせて、住宅のバリアフリーや福祉用具に関する相談等に対応し、在宅生活の支援に努めます。
- 一般住宅の新築やリフォームした建築物については、バリアフリー化率が向上していますが、既存住宅については把握できていない状況にあります。また、市営住宅の中には数戸バリアフリー対応の住宅がありますが、今後は安全で住みやすく暮らしやすい居住環境となるように、必要性・緊急性を踏まえてバリアフリー化を促進します。

「仙北市障がい者計画」における関係機関一覧

1 生活支援（相談・健康づくり・生活支援）

| | | 現状等 | (1)相談・情報提供の充実 | | | (2)健康づくりの推進 | | | |
|---|----------|-----|---------------|---------|---------------|-------------|--------------|------------|--|
| | | | ①相談支援のネットワーク化 | | ②広報・情報提供手段の拡充 | ③権利擁護の推進 | ①障がいの早期発見・予防 | ②健康づくり | |
| | | | 1)相談支援体制の拡充 | 2)苦情処理等 | | | 1)心の健康づくり | 2)難病患者への支援 | |
| 1 | 総務課 | | | | ○ | | | | |
| 2 | 社会福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | 子育て推進課 | | ○ | | | | ○ | | |
| 4 | 長寿支援課 | | ○ | | | | | | |
| 5 | 包括支援センター | ○ | ○ | | | ○ | | | |
| 6 | 保健課 | | | | | | ○ | ○ | |
| 7 | 市社会福祉協議会 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 8 | 医療機関 | | ○ | | | | | ○ | |

| | | (3)生活支援の推進 | | | | | | |
|---|----------|---------------|----------------------|----------------|-----------|-----------------|----------------|------------------|
| | | ①障害福祉サービスの推進 | | ②その他の支援サービスの推進 | | ③地域のなかで暮らすための支援 | | |
| | | 1)制度の周知と適正な運用 | 2)生活の場の確保と地域生活への移行支援 | 1)在宅福祉サービスの推進 | 2)各種制度の活用 | 1)その人に応じた支援の推進 | 2)多様な日中活動の場の確保 | 3)施設退所者・退院患者への対応 |
| 1 | 総務課 | | | | | | | |
| 2 | 社会福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 子育て推進課 | | | ○ | | ○ | | ○ |
| 4 | 長寿支援課 | | | ○ | | ○ | | |
| 5 | 包括支援センター | | | ○ | | ○ | | |
| 6 | 保健課 | | | | | | | |
| 7 | 市社会福祉協議会 | | | | ○ | | | |
| 8 | 医療機関 | | | | | | | ○ |

2 社会参加（育成・就労・社会参加）

| | | 現状等 | (1) 育成支援 | | | | | (2) 就労の促進 | |
|----|----------|-----|------------------------|------------|-----------------|---------------------|--------------|-----------|---------------|
| | | | ① 子育て支援・療育体制 | | | ② 学び・学校生活 | | ① 就労の促進 | ② 就労を支援する取り組み |
| | | | 1) 相談活動と市内ネットワークづくりの推進 | 2) 療育訓練の推進 | 3) 障がい児家庭の子育て支援 | 1) 学ぶ環境の向上と学校生活での支援 | 2) 卒業後の進路指導等 | | |
| 1 | 総務課 | ○ | | | | | | ○ | |
| 2 | 企画政策課 | | | | | | | | |
| 3 | 社会福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 子育て推進課 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 5 | 保健課 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 6 | 商工課 | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 8 | 教育指導課 | ○ | | | | ○ | ○ | | |
| 9 | 生涯学習課 | ○ | | | | | | | |
| 10 | ハローワーク | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 11 | 特別支援学校 | ○ | | | | | ○ | | |
| 12 | 市社会福祉協議会 | | | | | | | | |

| | | (3) 社会参加活動への参加促進 | | | |
|----|----------|---------------------------------|-------------|---------------|-------------------|
| | | ① 生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進 | ② まちづくりへの参画 | ③ 障がい者団体の支援活動 | ④ 参加しやすくするための取り組み |
| 1 | 総務課 | | ○ | | |
| 2 | 企画政策課 | | ○ | | |
| 3 | 社会福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 子育て推進課 | | | | |
| 5 | 保健課 | | | | |
| 6 | 商工課 | | | | |
| 8 | 教育指導課 | | | | |
| 9 | 生涯学習課 | ○ | | | |
| 10 | ハローワーク | | | | |
| 11 | 特別支援学校 | | | | |
| 12 | 市社会福祉協議会 | | ○ | ○ | ○ |

3 地域のバリアフリー化と安心づくり（相互理解・生活環境）

| | | 現状等 | (1)心のバリアフリーの推進 | | |
|----|----------|-----|----------------|-------------|--------------|
| | | | ①福祉教育の推進 | ②相互理解と交流の推進 | ③地域が支える活動の推進 |
| 1 | 総務課 | | | | |
| 2 | 企画政策課 | | | | |
| 3 | 管財課 | | | | |
| 4 | 社会福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 子育て推進課 | | | | ○ |
| 6 | 長寿支援課 | | | | ○ |
| 7 | 総合防災課 | ○ | | | |
| 8 | 観光課 | | | | |
| 9 | 建設課 | | | | |
| 10 | 都市整備課 | ○ | | | |
| 11 | 教育指導課 | | ○ | | |
| 12 | 生涯学習課 | | ○ | | |
| 13 | 市社会福祉協議会 | | ○ | ○ | ○ |

| | | (2)安心できる生活環境づくりの促進 | | | | | | |
|----|----------|------------------------|-------------------|------------------|-------------------|-----------|----------|------------|
| | | ①快適な生活環境づくり | | | | ②安全対策 | | ③住まいの改善・整備 |
| | | 1)外出しやすく人にやさしいまちづくりの推進 | 2)公共施設のバリアフリー化の促進 | 3)障害のある観光客に対する対応 | 4)生活情報のバリアフリー化の促進 | 1)防災対策の推進 | 2)緊急時の対応 | |
| 1 | 総務課 | | | | ○ | | | |
| 2 | 企画振興課 | | | | ○ | | | |
| 3 | 管財課 | | ○ | | | | | |
| 4 | 社会福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 子育て推進課 | ○ | | | | ○ | ○ | |
| 6 | 長寿支援課 | | | | | ○ | | |
| 7 | 総合防災課 | | | | | ○ | | |
| 8 | 観光課 | | | ○ | | | | |
| 9 | 建設課 | ○ | | | | | | |
| 10 | 都市整備課 | ○ | ○ | | | ○ | | ○ |
| 11 | 教育指導課 | | | | | | | |
| 12 | 生涯学習課 | | | | | | | |
| 13 | 市社会福祉協議会 | | ○ | ○ | ○ | | | |

※間接的に障がい福祉政策に関わる課等は、表記していない。

IV 仙北市障がい福祉計画

IV 仙北市障がい福祉計画

1 障がい福祉計画の基本事項

(1) 計画策定の背景

① 措置制度から支援費制度へ

平成12年6月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成15年4月から、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がい者が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

② 障害者自立支援法の施行と改正

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は新たな段階に移行しました。主な特徴として、障害福祉サービスの一元化、市町村が実施主体、利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、就労支援の強化、手続き・基準の透明化、明確化などが盛り込まれた制度の構築が図られました。

障害者自立支援法は、利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたことなど、いくつかの課題が見受けられました。激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めていきましたが、そうした中、障害者自立支援法を改正して、制度の谷間がなく、利用者応能負担を基本とする総合的な障がい福祉制度となる障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までに施行されることになりました。

新たな制度の創設に向けた検討を進めていく中で、平成22年12月に、新法実施までの対応として、いわゆる改正障害者自立支援法（整備法）が公布され、利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

③ 障害者総合支援法の制定

平成25年4月、障害者自立支援法は、障害者総合支援法として改正施行されました。

同法では、平成25年4月から障がい者の定義に「難病」等を追加し、平成26年4月からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

これまで仙北市では、障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの基盤整備に努めるとした「仙北市障がい福祉計画」を平成18～20年度を第1期、平成21～23年度を第2期、平成24～26年度を第3期として策定し、各施策の推進を図ってきました。

平成27～29年度の第4期については、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）の一部改正により、障がい者の地域生活の支援のための規定等を新たに盛り込んで策定することになります。また、障害福祉サービス利用の実績等を検証し、今後の利用見込みを検討していきます。さらに、関係機関、団体等と連携しながら、基本理念とニーズ・新たな資源等を踏まえつつ、基本指針に即した第4期障がい福祉計画を策定します。

(2) 計画の基本的理念

障がい者の「自立と社会参加」を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して計画を策定することとされています。

| | |
|--|---|
| <p>障がい者等の自己決定と自己選択の尊重</p> | <p>ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。</p> |
| <p>実施主体の市町村への統一と3障がい(身体・知的・精神)に係る制度の一元化</p> | <p>障害福祉サービスに関し、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障がい者などに対するサービスの充実を図ります。</p> |
| <p>地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備</p> | <p>障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等による柔軟なサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。</p> |

(3) 計画の数値目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基本指針の主旨】

- ・平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活に移行するとともに、平成29年度末時点の入所者数を平成25年度末時点の入所者数から4%以上削減することを基本とする。

市の現状及び考え方と数値目標

- ・平成25年度末時点の施設入所者数は6.9人でした。
国の基本指針によれば、平成29年度末までにそのうちの12% (9人) が地域生活への移行を目指すこととなります。
しかしながら、仙北市では地域移行の取り組みが開始されてまだ間もないことや、施設入所者の意向に大きな変化がないことから、市独自の目標数値を設定し、地域生活移行の取り組みを進めていくものとします。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|-------------------|------------|---------------------------------|
| 平成25年度末入所者数 (A) | 6.9人 | 平成26年3月31日現在 |
| 【目標値】(B) 地域生活移行 | 4人 5.8% | (A)のうち、平成29年度末までに地域生活へ移行する人の目標数 |
| 新たな施設入所支援利用者 (C) | 2人 | 平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み |
| 平成29年度末の入所者数 (D) | 6.7人 | 平成29年度末の利用人員見込み (A - B + C) |
| 【目標値】(E) 入所者削減見込み | 2人 2.9% | 差し引き減少見込み数 (A - D) |

② 地域生活支援拠点等の整備

【基本指針の主旨】

- ・市町村又は各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、平成29年度末までに、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備することを基本とする。

市の現状及び考え方と数値目標

相談、体験の機会と場、緊急時の受け入れ・対応、担い手の専門性、地域の体制づくりなどの機能を備えた地域生活支援の拠点について、市単独で整備することが困難な場合、近隣市町村との広域整備も検討するなどして平成29年度末までに1つ整備することを目指します。

③ 地域施設から一般就労への移行等

【基本指針の主旨】

- ・平成29年度中、障がい者の福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する人の数が、平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末の利用者数の6割以上増加することと、全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成することを目指す。

市の現状及び考え方と数値目標

一般就労への移行者数は平成24年度は0人でしたが、平成25年度は5人、平成26年度は5人、となっています。市では、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて、平成29年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を5人とすることを目指します。

また、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率の目標については、市内に就労移行支援事業所がなく、当面整備される予定がないため、設定しないこととします。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------|----|---------------------------|
| 現在の年間一般就労者数 | 0人 | 平成24年度において就労した人の数 |
| 【目標値】年間一般就労者数 | 5人 | 平成29年度において一般就労すると見込まれる人の数 |



2 指定障害福祉サービス、相談支援等

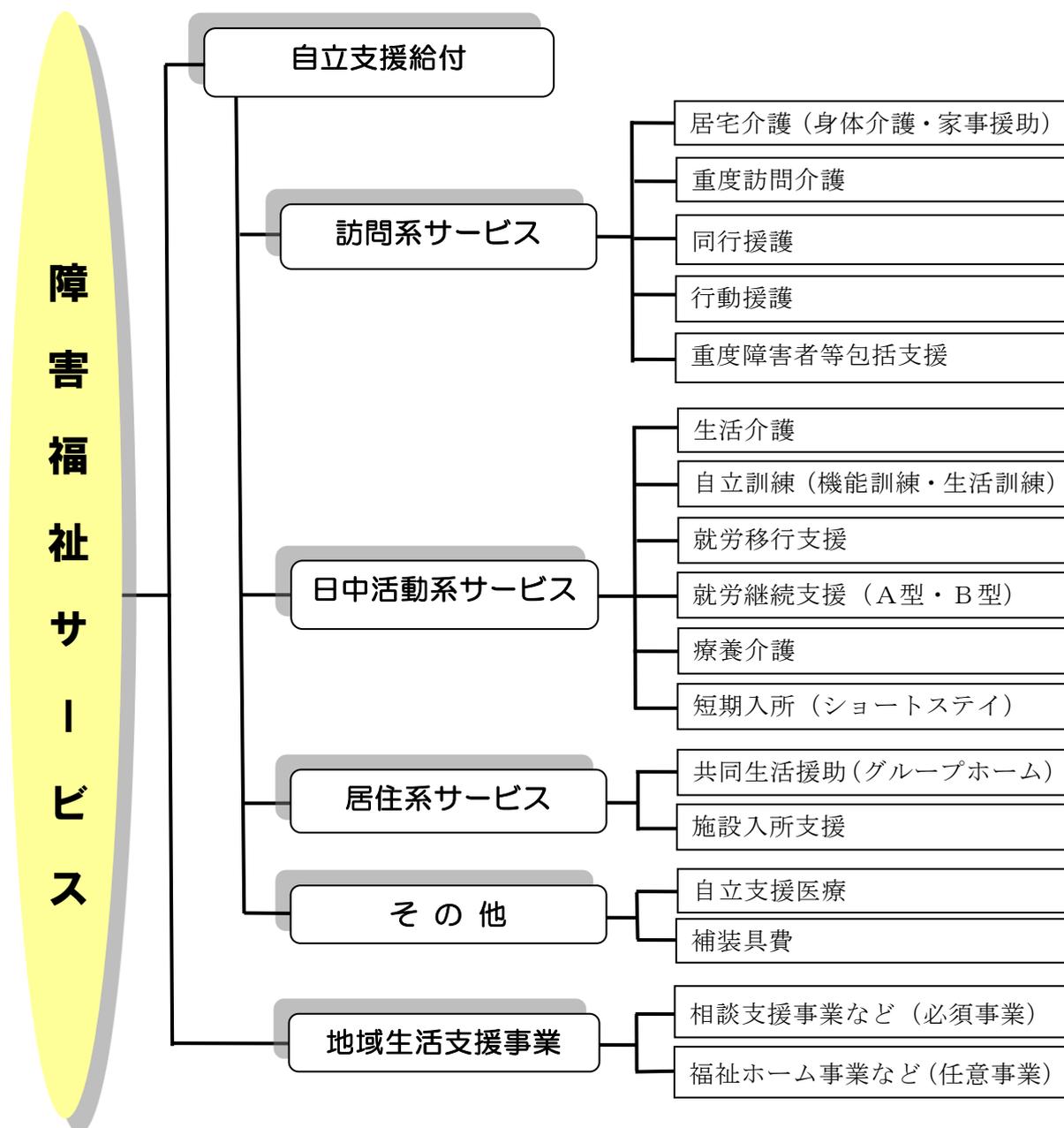
(1) サービスの体系

障がい者への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型からなる「指定障害福祉サービス」（全国同一内容のサービス）、「相談支援」及び「地域生活支援事業」となります。

「地域生活支援事業」については、市町村が主体的に利用料等具体的な内容を地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。

【障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの体系】

※このほか、障がい児については、児童福祉法による「障害児相談支援」・「障害児通所支援」の各サービスが実施されます。



(2) 第4期計画期間における支給見込み量（指定障害福祉サービス等）

① 訪問系サービス

【事業名と内容】

| 事業名 | 内容 |
|--------------|--|
| ① 居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。 |
| ② 重度訪問介護 | 在宅の常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障がい者で行動障がい者を有する人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。 |
| ③ 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。 |
| ④ 行動援護 | 知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。 |
| ⑤ 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

【第3期計画見込みと実績】

| 事業名 | 区分 | 単位 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------|-----|------|--------|--------|--------|
| 居宅介護等 ※①～⑤の計 | 見込み | 人 | 18 | 20 | 22 |
| | | 時間/月 | 120 | 122.5 | 125 |
| | 実績 | 人 | 16 | 21 | 19 |
| | | 時間/月 | 186.5 | 272.3 | 278.8 |

※平成26年度の実績は10月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第4期計画見込み】

| 事業名 | 単位 | 平成25年度 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------|------|---------------|--------|--------|--------|
| ①居宅介護 | 人 | 18 | 20 | 21 | 22 |
| | 時間/月 | 272.3 | 302 | 317.1 | 332.2 |
| ②重度訪問介護 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 時間/月 | 14.5 | 15 | 15 | 15 |
| ③同行援護 | 人 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 時間/月 | 9.6 | 10 | 10 | 10 |
| ④行動援護 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤重度障害者等 包括支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 人 | 21 | 23 | 24 | 25 |
| | 時間/月 | 296.4 | 327 | 342.6 | 357.2 |

サービス量の確保のための方策

- ・訪問系サービスは居宅における生活支援のためのサービスであり、利用希望が多いことから、引き続き質の高い必要な量のサービスを提供できるように努めます。
- ・指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。
- ・市内に指定事業者が少なく、訪問系サービスの需要が多いことから、既存の介護保険事業者等にも働きかけます。

② 日中活動系サービス 【事業名と内容】

| 事業名 | 内容 |
|----------------------|--|
| ①生活介護 | 常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |
| ②自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| ③就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| ④就労継続支援 (A型・B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。 |
| ⑤療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。 |
| ⑥短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

【第3期計画見込みと実績】

| 事業名 | 区分 | 単位 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------|-----|-------|---------|---------|---------|
| ①生活介護 | 見込み | 人 | 60 | 65 | 70 |
| | | 人×日/月 | 1,380 | 1,495 | 1,610 |
| | 実績 | 人 | 92 | 96 | 97 |
| | | 人×日/月 | 1,855.3 | 1,937.1 | 1,997.7 |
| ②自立訓練 (機能訓練) | 見込み | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人×日/月 | 23 | 23 | 23 |
| | 実績 | 人 | 1 | 1 | 2 |
| | | 人×日/月 | 19.6 | 20.2 | 36 |
| ②自立訓練 (生活訓練) | 見込み | 人 | 10 | 12 | 14 |
| | | 人×日/月 | 230 | 276 | 332 |
| | 実績 | 人 | 15 | 12 | 8 |
| | | 人×日/月 | 322.4 | 287 | 190.5 |
| ③就労移行支援 | 見込み | 人 | 1 | 1 | 2 |
| | | 人×日/月 | 23 | 23 | 46 |
| | 実績 | 人 | 3 | 1 | 2 |
| | | 人×日/月 | 55.1 | 19.3 | 28.4 |
| ④就労継続支援 (A型) | 見込み | 人 | 1 | 2 | 3 |
| | | 人×日/月 | 23 | 46 | 69 |
| | 実績 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人×日/月 | 0 | 0 | 0 |
| ④就労継続支援 (B型) | 見込み | 人 | 40 | 43 | 45 |
| | | 人×日/月 | 920 | 989 | 1,035 |
| | 実績 | 人 | 52 | 59 | 56 |
| | | 人×日/月 | 761.5 | 868.7 | 849.1 |
| ⑤療養介護 | 見込み | 人 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 人 | 7 | 7 | 8 |
| ⑥短期入所 (ショートステイ) | 見込み | 人 | 5 | 7 | 9 |
| | | 人×日/月 | 50 | 70 | 90 |
| | 実績 | 人 | 11 | 9 | 10 |
| | | 人×日/月 | 69 | 104.8 | 92.2 |

※平成26年度の実績は10月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第4期計画見込み】

| 事業名 | 単 位 | 平成25年度 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------|-------|---------------|--------|--------|--------|
| ①生活介護 | 人 | 96 | 100 | 102 | 104 |
| | 人×日/月 | 1,937. 1 | 2,050 | 2,091 | 2,132 |
| ②自立訓練 (機能訓練) | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 人×日/月 | 20. 2 | 23 | 23 | 23 |
| ②自立訓練 (生活訓練) | 人 | 6 | 8 | 8 | 8 |
| | 人×日/月 | 235. 4 | 200 | 200 | 200 |
| ③就労移行支援 | 人 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 人×日/月 | 19. 3 | 46 | 46 | 46 |
| ④就労継続支援 (A型) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人×日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④就労継続支援 (B型) | 人 | 59 | 60 | 62 | 64 |
| | 人×日/月 | 868. 7 | 900 | 930 | 960 |
| ⑤療養介護 | 人 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| ⑥短期入所 (ショートステイ) | 人 | 9 | 11 | 12 | 13 |
| | 人×日/月 | 104. 8 | 110 | 120 | 130 |

サービス量の確保のための方策

- ・指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。
- ・生活介護の需要が多いことから、基準該当障害福祉サービス事業所の指定について、既存の介護保険事業者等にも働きかけます。

③ 居住系サービス 【事業名と内容】

| 事業名 | 内容 |
|----------------------|--|
| ①共同生活援助 (グループホーム) | 共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。 |
| ②施設入所支援 | 入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |

【第3期計画見込みと実績】

| 事業名 | 区分 | 単位 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------------|-----|----|--------|--------|--------|
| ①共同生活援助 (グループホーム) | 見込み | 人 | 20 | 24 | 26 |
| | 実績 | 人 | 13 | 16 | 15 |
| ②施設入所支援 | 見込み | 人 | 63 | 62 | 61 |
| | 実績 | 人 | 70 | 72 | 69 |

※平成26年度の実績は10月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第4期計画支給見込み量】

| 事業名 | 単位 | 平成25年度 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------------|----|---------------|--------|--------|--------|
| ①共同生活援助 (グループホーム) | 人 | 16 | 18 | 20 | 22 |
| ②施設入所支援 | 人 | 72 | 68 | 68 | 67 |

サービス量の確保のための方策

- ・グループホームについては、サービスを担う事業者の新規開設を促し計画的な整備を進め、必要量の確保に努めます。

④ 相談支援
【事業名と内容】

| 事業名 | 内容 |
|---------|---|
| ○計画相談支援 | 障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する人に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。 |
| ○地域移行支援 | 施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。 |
| ○地域定着支援 | 居宅でひとり暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。 |

【第3期計画見込みと実績】

| 事業名 | 区分 | 単位 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|-----|----|--------|--------|--------|
| ○計画相談支援 | 見込み | 人 | 10 | 50 | 150 |
| | 実績 | 人 | 55 | 122 | 204 |
| ○地域移行支援 | 見込み | 人 | 3 | 5 | 7 |
| | 実績 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| ○地域定着支援 | 見込み | 人 | 3 | 5 | 7 |
| | 実績 | 人 | 0 | 0 | 0 |

※平成26年度の実績は10月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第4期計画見込み】

| 事業名 | 単位 | 平成25年度 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|----|---------------|--------|--------|--------|
| ○計画相談支援 | 人 | 122 | 210 | 215 | 220 |
| ○地域移行支援 | 人 | 0 | 1 | 2 | 4 |
| ○地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 |

サービス量の確保のための方策

- ・計画相談支援について、サービス等利用計画に関する連絡、調整が適切に行われるように、相談支援事業所などとの連携により相談支援の充実に努めます。
- ・地域移行支援について、住居の確保やサービス等の適切な支援が行えるよう関係機関が連絡調整を行い、施設入所者の地域生活を推進していきます。

⑤ 障がい児支援（日中活動系サービス・障がい児相談支援）

【事業名と内容】

| 事業名 | 内容 |
|--------------------|---|
| 〈日中活動系〉 ○児童発達支援 | 就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 |
| ○医療型児童発達支援 | 肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。 |
| ○放課後等デイサービス | 授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。 |
| ○保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。 |
| 〈相談支援〉 ○障害児相談支援 | 障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。 |

【第3期計画実績】

| 事業名 | 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|-------|--------|--------|--------|
| ○児童発達支援 | 人 | 2 | 2 | 2 |
| | 人×日/月 | 7.7 | 4.52 | 4.28 |
| ○医療型児童発達支援 | 人 | 0 | 1 | 1 |
| | 人×日/月 | 0 | 3.9 | 3.42 |
| ○障害児相談支援 | 人 | 3 | 5 | 7 |

※平成26年度の実績は10月末までの実績を基に推計した見込みです。

※第3期計画の障がい児支援は、平成24年度から市へ移行されたため、支給量を見込んでいません。

【第4期計画見込み】

| 事業名 | 区 分 | 平成25年度 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|------|---------------|--------|--------|--------|
| ○児童発達支援 | 人 数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日/月 | 4.52 | 4 | 3.5 | 3 |
| ○医療型児童発達支援 | 人 数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日/月 | 3.9 | 10 | 10 | 10 |
| ○障害児相談支援 | 人 数 | 5 | 7 | 7 | 7 |

サービス量の確保のための方策

- ・児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、児童又はその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業所などとの連携により、相談支援等の充実に努めます。

⑥ 自立支援医療

平成18年4月に従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の公費負担医療制度が一本化され、「自立支援医療」となりました。指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割が自己負担になりますが、所得等に応じて上限が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

⑦ 補装具費

日常生活や社会生活の向上を図るため、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うため、障がいの内容等により、必要な用具（補装具）の支給や修理を行います。支給決定は市が実施するため、相談等適切な対応に努めます。

3 地域生活支援事業の推進

(1) 必須事業

【事業名と内容】

| 事業名 | 内容 |
|----------------|--|
| ①相談支援事業 | 障がい者、障がい児の保護者又はその介護を行う者に対し、福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助等を行います。利用者負担はありません。 |
| ②コミュニケーション支援事業 | 聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。利用者負担はありません。 |
| ③日常生活用具給付等事業 | 重度障がい者に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。利用者負担は原則1割負担となります。 |
| ④移動支援事業 | 市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者に対し、人員を派遣し外出の際に必要な支援を行います。利用者負担は原則1割負担となります。 |
| ⑤成年後見制度利用支援事業 | 身寄りがなく、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分となった人に代わって、市長が成年後見等の開始等の審判請求を行います。審判請求に係る費用などの負担はありますが、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難と認める者は市から助成が受けられます。 |

【第3期計画見込みと実績】

| 事業名 | 事業内訳 | 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------|-------------|-----|----------|----------|----------|
| ①相談支援事業 | | 見込み | 2事業所 | 2事業所 | 2事業所 |
| | | 実績 | 2事業所 | 2事業所 | 2事業所 |
| ②コミュニケーション 支援事業 | 手話通訳者等派遣事業 | 見込み | 5人 | 7人 | 10人 |
| | | 実績 | 12人 | 5人 | 8人 |
| | 要約筆記者等派遣事業 | 見込み | 4人 | 8人 | 15人 |
| | | 実績 | 1人 | 4人 | 2人 |
| ③日常生活用具給付 等事業 | 介護・訓練支援用具 | 見込み | 3件 | 3件 | 3件 |
| | | 実績 | 0件 | 0件 | 1件 |
| | 自立生活支援用具 | 見込み | 5件 | 5件 | 7件 |
| | | 実績 | 2件 | 2件 | 0件 |
| | 在宅療養等支援用具 | 見込み | 5件 | 5件 | 7件 |
| | | 実績 | 3件 | 0件 | 0件 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 見込み | 7件 | 7件 | 10件 |
| | | 実績 | 5件 | 3件 | 2件 |
| | 排泄管理支援用具 | 見込み | 450件 | 470件 | 470件 |
| | | 実績 | 534件 | 558件 | 568件 |
| | 住宅改修費 | 見込み | 5件 | 5件 | 5件 |
| | | 実績 | 0件 | 1件 | 2件 |
| ④移動支援事業 | 個別支援型 | 見込み | 3人・150時間 | 3人・150時間 | 3人・150時間 |
| | | 実績 | 0人・0時間 | 0人・0時間 | 0人・0時間 |
| ⑤成年後見制度 利用支援事業 | | 見込み | 1人 | 2人 | 3人 |
| | | 実績 | 0人 | 1人 | 2人 |

※平成26年度の実績は10月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第4期計画見込み】

| 事業名 | 事業内訳 | 平成25年度 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------|-------------|---------------|--------|--------|--------|
| ①相談支援事業 | | 2事業所 | 2事業所 | 2事業所 | 2事業所 |
| ②コミュニケーション 支援事業 | 手話通訳者等派遣事業 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| | 要約筆記者等派遣事業 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 |
| ③日常生活用具給付 等事業 | 介護・訓練支援用具 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| | 自立生活支援用具 | 2件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| | 在宅療養等支援用具 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 3件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| | 排泄管理支援用具 | 558件 | 572件 | 590件 | 600件 |
| | 住宅改修費 | 1件 | 1件 | 2件 | 2件 |
| ④移動支援事業 | 個別支援型 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ⑤成年後見制度 利用支援事業 | | 1人 | 2人 | 2人 | 2人 |

(2) 任意事業

【事業名と内容】

| 事業名 | | 内容 |
|-------------|-------------------|---|
| ①福祉ホーム事業 | | 家庭環境、住宅事情等の理由で自宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用や日常生活に必要な支援を行うことにより、障がい者の地域生活を支援します。 |
| ②訪問入浴サービス事業 | | 介護保険の訪問入浴を利用することができない障がい者に対し、自宅へ訪問し入浴サービスを提供することにより、身体の清潔や心身機能の維持を図ります。利用者は原則1割負担となります。 |
| ③更生訓練費支給事業 | | 就労移行支援又は自律訓練を受けている障がい者で社会復帰のための更生訓練を受けている者に対し、更生訓練費（文房具、書籍などの更生訓練に必要な経費）を支給します。 |
| ④日中一時支援事業 | | 日中、監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者・児の活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。利用者負担は利用時間などにより異なります。 |
| ⑤生活サポート事業 | | 障害支援区分の認定において非該当と判定され、調理、洗濯、掃除等の家事援助が必要と認められた障がい者に対し、サービスを提供します。利用者は原則1割負担となります。 |
| ⑥社会参加促進事業 | 障害者等芸術・文化講座開催等事業 | 作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表会等を開催し、芸術・文化活動の振興を図ります。 |
| | 声の広報等発行事業 | 視覚障がい者や寝たきりで広報誌を読むことが困難な高齢者に対し、テープに録音した広報を配布します。 |
| | 障害者自動車運転免許取得費助成事業 | おおむね4級以上の肢体不自由者、聴覚障がい者、療育手帳所持者に対し、自動車運転免許取得に要した費用について10万円を限度に助成します。 |
| | 身体障害者用自動車改造費助成事業 | 3級以上の肢体不自由者に対し、自動車の操向装置、駆動装置等の一部の改造に要した費用について10万円を限度に助成します。 |

【第3期計画見込みと実績】

| 事業名 | | 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|-------------------|-----|--------|--------|--------|
| ①福祉ホーム事業 | | 見込み | 1人 | 1人 | 1人 |
| | | 実績 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ②訪問入浴サービス事業 | | 見込み | 5人 | 5人 | 6人 |
| | | 実績 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ③更生訓練費支給事業 | | 見込み | 1人 | 1人 | 1人 |
| | | 実績 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ④日中一時支援事業 | | 見込み | 20人 | 25人 | 30人 |
| | | 実績 | 20人 | 15人 | 15人 |
| ⑤生活サポート事業 | | 見込み | 3人 | 5人 | 10人 |
| | | 実績 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ⑥社会参加促進事業 | 障害者等芸術・文化講座開催等事業 | 見込み | 1回 | 1回 | 1回 |
| | | 実績 | 1回 | 1回 | 1回 |
| | 声の広報等発行事業 | 見込み | 2団体 | 3団体 | 3団体 |
| | | 実績 | 2団体 | 2団体 | 2団体 |
| | 障害者自動車運転免許取得費助成事業 | 見込み | 2人 | 3人 | 4人 |
| | | 実績 | 0人 | 3人 | 2人 |
| | 身体障害者用自動車改造費助成事業 | 見込み | 2人 | 2人 | 4人 |
| | | 実績 | 1人 | 2人 | 2人 |

※平成26年度の実績は10月末までの実績を基に推計した見込みです。

【第4期計画見込み】

| 事業名 | | 平成25年度 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|-------------------|---------------|--------|--------|--------|
| ①福祉ホーム事業 | | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ②訪問入浴サービス事業 | | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ③更生訓練費支給事業 | | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ④日中一時支援事業 | | 15人 | 20人 | 22人 | 24人 |
| ⑤生活サポート事業 | | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ⑥社会参加促進事業 | 障害者等芸術・文化講座開催等事業 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| | 声の広報等発行事業 | 2団体 | 2団体 | 2団体 | 2団体 |
| | 障害者自動車運転免許取得費助成事業 | 3人 | 1人 | 3人 | 2人 |
| | 身体障害者用自動車改造費助成事業 | 2人 | 1人 | 2人 | 2人 |

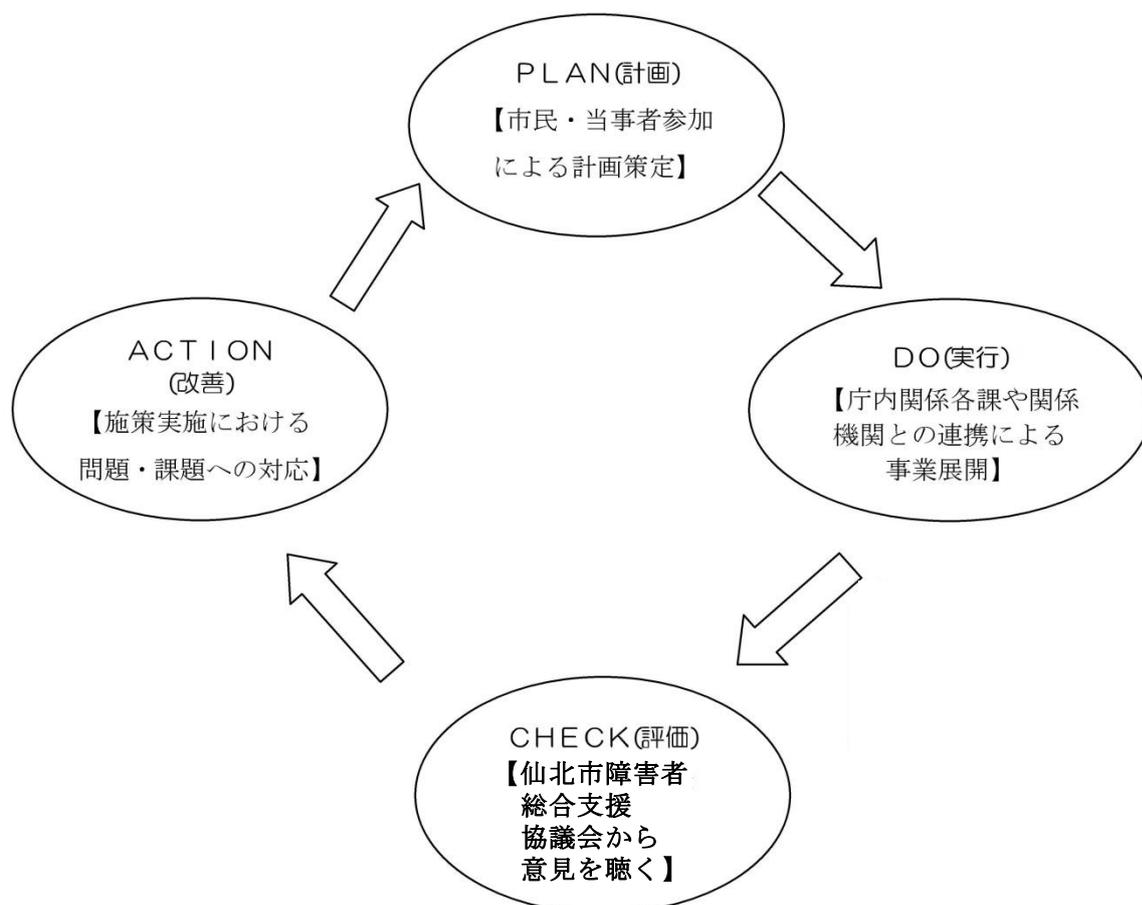
4 計画の推進体制の整備と進行管理

障がい者が地域で自立して生活していくためには、障がい者やその家族、障がい者団体の意見・要望等を活かしていくとともに、福祉・保健・保育・教育・就労などの幅広い分野の連携や地域内の多様な社会資源のネットワーク化が必要不可欠です。

本計画では、行政、事業者、市民が一体となって、様々な関係者・関係機関の連携や協働を推進し、障がい者を支えるネットワークの構築を目指していきます。

また、市関係各課での情報の共有化や連携を図り、庁内での総合的な推進体制の整備の強化に努めます。

仙北市障害者総合支援協議会では、「PDCAサイクル」に基づいた計画の推進と進行管理を行うとともに、成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、相談支援事業についての中立・公平性の確保や、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた取り組みを推進していきます。



この計画に掲げた施策については、国や秋田県が実施する各種事業や制度を活用するとともに、連携を図りながら実施していきます。

仙北市だけでは解決できない様々な広域的・専門的課題については、近隣市町、国や県とも緊密に連携を取り、必要に応じて意見、要望していきます。

本計画で今後検討する事項とした課題については、継続して取り組むとともに、本計画については進捗状況や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市町や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

資 料 編

仙北市障害者総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として仙北市障害者総合支援協議会（以下この要綱において「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の機能を有する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) その他市長が認める事項

(構成員)

第3条 協議会の構成員は次に掲げるものとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 雇用機関関係者
- (7) 障害者団体関係者
- (8) 地域福祉関係者
- (9) 関係行政機関職員
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(運営委員会)

第4条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 委員会は、委員15人以内をもって組織し、第4条に規定する構成員のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は委嘱の日から2年間とする。
- 4 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 5 会長は、委員会を代表し、委員会の会務をつかさどる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 会長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(サブ協議会)

第5条 協議会は、運営委員会の分野別にサブ協議会を置くことができる。

- 2 サブ協議会は、協議事項の内容に応じて構成員の一部でもって開催することができる。

(委任)

第6条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第4条第7項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第3号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日訓令第23号)

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

仙北市障害者総合支援協議会委員名簿

平成25年7月1日

| 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|------------------|--------|-----|
| 秋田ふくしハートネット理事長 | 久米 力 | 会長 |
| 仙北市民生児童委員協議会会長 | 桃園 豊弘 | 副会長 |
| 相談支援従事者（社会福祉課） | 柴田 由子 | |
| 市立角館病院地域医療連携係係長 | 茂木 世輝子 | |
| 大曲養護学校せんぼく分教室教頭 | 松井 克彦 | |
| 大曲養護学校進路指導主事 | 菊地 正紀 | |
| にこにこ保育園園長 | 藤原 春美 | |
| 大曲公共職業安定所角館出張所所長 | 石井 英幸 | |
| 仙北市身体障害者協会会長 | 小杉 英夫 | |
| 仙北市視覚障害者協会会長 | 武田 利美 | |
| 秋田県手をつなぐ育成会理事 | 田口 ひとみ | |
| 神代日本赤十字奉仕団委員長 | 佐藤 リヨ | |
| 仙北市社会福祉協議会事務局長 | 伊藤 弘昭 | |
| 仙北市包括支援センター所長補佐 | 浅利 和磨 | |

仙北市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、障がい者福祉の推進について、広く市民の意見を聴取するため、仙北市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、仙北市障害者総合支援協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定するサブ協議会として地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たすものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、要綱第3条に規定する構成員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(会長及び委員会)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務をつかさどる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行月日)

1 この要綱は平成26年9月1日から施行する。

(最初の会議)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

仙北市障がい者計画等策定委員会委員名簿

平成26年9月1日

| 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|------------------|--------|-----|
| 秋田ふくしハートネット理事長 | 久米 力 | 会長 |
| 仙北市民生児童委員協議会会長 | 桃園 豊弘 | 副会長 |
| 相談支援従事者（社会福祉課） | 柴田 由子 | |
| 市立角館病院地域医療連携係係長 | 茂木 世輝子 | |
| 大曲養護学校せんぼく分教室教頭 | 松井 克彦 | |
| 大曲養護学校進路指導主事 | 菊地 正紀 | |
| にこにこ保育園園長 | 藤原 春美 | |
| 大曲公共職業安定所角館出張所所長 | 石井 英幸 | |
| 仙北市身体障害者協会会長 | 小杉 英夫 | |
| 仙北市視覚障害者協会会長 | 武田 利美 | |
| 秋田県手をつなぐ育成会理事 | 田口 ひとみ | |
| 神代日本赤十字奉仕団委員長 | 佐藤 リヨ | |
| 仙北市社会福祉協議会事務局長 | 伊藤 弘昭 | |
| 仙北市包括支援センター所長補佐 | 浅利 和磨 | |

用語説明(五十音・アルファベット順)

■オストメイト

がんや事故により消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部ストマ(人口肛門・人口膀胱)を造設した人をいう。

■グループホーム(共同生活援助)

障がいのある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のことである。一般社会に溶け込むように生活することが理想とされ、そこで提供されるサービスを在宅サービスに位置付けている。

■ケアホーム(共同生活介護)

障がい者につき、主として夜間において共同生活を営むべき住居で、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の必要な便宜を供与する事業。平成26年4月の法改正により、グループホームへ一元化されている。

■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

■ジョブコーチ

知的障がい者、精神障がい者等を中心とした就職及び職場適応に課題を有する障がい者の雇用促進及び職業生活の安定を図るために、就職前はもとより、就職後においても個々の障がいの特性をふまえて、職場等においてきめ細かな就労の支援をする人のこと。

■職業リハビリテーション

障がい者の就労希望や相談を受け、働くため課題を把握して作業訓練、実習、職業に関する相談、具体的な就職への支援、就労後の相談や働く場所との調整などを行うこと。

■成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。判断能力が不十分な人について、契約の締結をかわりに行う代理人の選任や、本人の誤った判断により締結した契約を取り消すことができるなど、不利益から守るための制度。

■相談支援事業

指定を受けた事業所が、障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う。

■特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

■トライアル雇用

職業経験、技能、知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る事業。

■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

■バリアフリー

障がい者や高齢者が社会生活に参加する上で生活支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、または取り除いた状態のこと。

■要約筆記

聴覚障がい者などへの情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいう。要約筆記の作業に従事する人を要約筆記者(奉仕員)と呼ぶ。手話通訳の他に最近では、パソコンをプロジェクトに接続し、音声情報をテキストに入力してスクリーン提供するなど方法などがある。

■ユニバーサルデザイン

老若男女といった差異、障がい・能力等の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

■リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

■A D H D : Attention Deficit / Hyperactivity Disorder (注意欠陥/多動性障害)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

■L D : Learning Disabilities (学習障害)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

■QOL : Quality of Life (生活の質)

人の生活を物質的な面だけから量的にとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野による援助もこのQOLを高めるという視点が重要視されている。

仙北市障がい者計画・障がい福祉計画

平成19年3月 発行

平成21年3月 改正

平成24年3月 改正

平成27年3月 改正

編集・発行 仙北市福祉事務所 社会福祉課

〒014-0592 秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47番地

TEL 0187-43-2288 FAX 0187-47-2116

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

